

大阪 21 世紀の新環境総合計画

～ 府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市 ～

平成 23 年 3 月

大阪府

〇はじめに

20世紀から21世紀にかけ、私たちを取り巻く環境問題は、地域レベルに止まらず、地球規模に拡大し、深刻化しています。

日常生活や事業活動による環境への負荷は、地球温暖化の進展や生物多様性の損失など、人類の生存基盤にも関わる地球規模の環境問題を引き起こす原因となっています。

豊かで快適な生活を営むため、私たちは様々な工夫をし、その成果を享受してきましたが、その結果発生した環境問題という「負の遺産」を将来に先送りするべきではありません。

私たちは、誰もが良好で快適な環境を享受する基本的な権利を有していると同時に、次代により良い環境を引き継ぐ責務があります。

そのため、一人ひとりが環境に与える影響を自覚し行動するとともに、経済やまちづくり等あらゆる分野に環境の視点を組み込み、科学的知見に基づく新たな技術や対策等も取り入れながら、人間の活動が環境に与える影響を、最小限になるよう着実に歩みを進めていくことが重要です。

この計画に掲げた将来像や目標を、今後私たちの進んでいく方向を示す羅針盤とし、その実現に向けた施策では、常に改良を加えより良い方法を模索するとともに、新たな取組みにもチャレンジし、大阪が、豊かな自然と人の触れ合いが保たれ、景観や歴史などの文化の香りあふれる、持続可能な都市となるよう、大阪に関わる全ての人々と力を合わせて取り組んでまいります。

— 目次 —

課題と将来像	P 1
・大阪の環境を取り巻く課題	
・目指すべき将来の姿（長期的視点）	
計画の枠組みと全体構成	P 2
目標及び施策の展開方向	
Ⅰ 府民の参加・行動	P 3
・施策の方向	
・参加・行動の例	
Ⅱ—1 低炭素・省エネルギー社会の構築	P 5
Ⅱ—2 資源循環型社会の構築	P 7
Ⅱ—3 全てのいのちが共生する社会の構築	P 9
Ⅱ—4 健康で安心して暮らせる社会の構築	P 11
Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	P 15
Ⅳ 施策推進に当たっての視点	P 16
・環境と成長の両立にむけて	
・地域主権の確立・広域連携の推進	
Ⅴ 計画の効果的な推進	P 18
施策体系	P 19
〇用語集	P 20

大阪の環境を取り巻く課題

大阪の環境問題は、大気や水環境、資源の循環的利用など多岐にわたっています。これらに対応するため、長年にわたり様々な取り組みを進めてきた結果、一定の改善をみてきましたが、環境に影響を及ぼす要因の中には、温室効果ガスのように、大阪だけにとどまらず、地球規模の問題を引き起こしていると報告がされているものもあります。長期的視点に立って、人口と産業が集中する地域における環境管理の模範となることを自覚し、府民の健康を保護し、生活環境を保全するために望ましい水準（環境保全目標）の達成・維持に向けて取り組むことはもとより、生物多様性の損失や地球温暖化の進行などの地球規模の環境問題への取り組みや、資源の循環的利用を積極的に進める必要があります。

地球温暖化をストップ！

世界の温室効果ガスの排出量は、工業化以降、人の活動により増加しており、このまま放置すると、世界の気候システムに多くの変化が引き起こされる可能性があることが報告されています。人口と産業が集中する大阪からは、温室効果ガスが多く排出されています。

⇒地球温暖化をストップさせるために、温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。

資源を循環的に使う！

わたしたちの暮らしを支えている鉱物・石油などの天然資源は有限です。また、人口の集中する大阪では、多くの資源が消費されており、家庭や事業場から出る廃棄物は、リサイクルや減量化された後、大阪湾に設けられた処分場等に最終処分されていますが、その容量には限界があります。

⇒リサイクル等を推進し、資源を循環的に使う必要があります。

魅力と活力ある快適な地域をつくる！

大阪は、多くの人が住み、働き、訪れる地域ですが、ヒートアイランド現象、騒音・振動等の都市特有の問題や、「みどりが少ない」、「雑然としている」などマイナスイメージがあります。

⇒快適な生活環境を確保し、みどりを増やし、豊かな水辺や歴史・文化をもっと活かしていく必要があります。

生物の多様性を守る！

人の活動の影響等により、多くの生き物が絶滅の危機に瀕しており、生物多様性の保全が課題になっています。大阪では都市化の進展等によって良好な生息環境が損なわれ、人と自然のつながりも希薄になっています。

⇒生物多様性への理解を高め、みどりを増やし、つなぎ、広げるなど生物の生息環境に配慮した行動を拡大するとともに、身近な自然環境の保全と再生を図ることが必要です。

安全で健康的な暮らしを確保する！

大気環境や水環境は改善が進んでいますが、光化学オキシダントや大阪湾の水質など、環境保全目標の達成が困難な項目があります。また、事業活動や日常生活の中で、様々な化学物質が製造され、使用されており、環境や人への影響が懸念されるものもあります。

⇒大気環境・水環境を改善していくとともに、環境リスクの高い化学物質の管理を進めていく必要があります。

目指すべき将来の姿(長期的視点)

あらゆる主体の協働により、環境に優先的に配慮し、豊かな自然と人とのふれあいが保たれ、魅力的な景観や歴史等の文化の香りあふれる、全ての生き物と地球に優しい都市に成長していくことが大切です。そのため、

大阪府では、あらゆる主体の参加・行動のもと、

府民がつくる、暮らしやすい環境・エネルギー先進都市

分野毎の将来像は、以下のとおりです。

の構築を目指します。



低炭素・省エネルギー社会

建物の高断熱化や機器の省エネ、省CO₂化が飛躍的に進み、再生可能エネルギーやCO₂排出量の少ない自動車が多く普及するなど、温室効果ガスの排出量が1990年度から80%削減されている。

資源循環型社会

資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

魅力と活力ある快適な地域

ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保された、みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされた、「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたい」都市となっている。

全てのいのちが共生する社会

生物多様性への人々の理解が進み、生物多様性に配慮した行動によって、豊かな森林、農空間、里地・里山、河川、海等が維持されている。

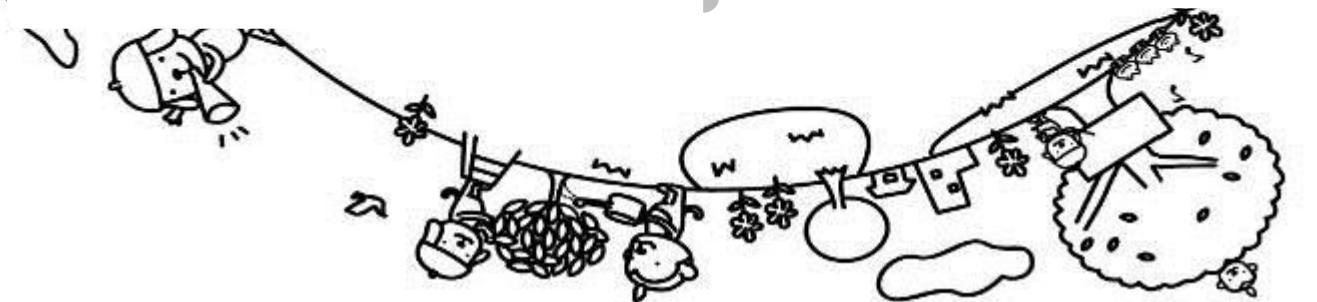
また、生息環境を回復するための取り組みが各地で行われた結果、大阪は身近に生き物と触れ合える、水とみどり豊かな都市となっている。

健康で安心して暮らせる社会

環境保全目標を全て満足し、澄みわたる空、深呼吸したくなる大気となっている。

人の健康が保全されるとともに豊かな生態系が生まれ、身近に人と水がふれあえ、生活に潤いを与える水環境となっている。

環境リスクの高い化学物質の排出削減が進むとともに、リスク管理やリスクコミュニケーションが定着し、化学物質によるリスクが最小化されている。



計画の枠組みと全体構成

計画の位置づけ

豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づき策定するものです。また、大阪府の2025年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示すものです。

計画の対象

【対象地域】

「大阪湾を含む大阪府全域」とします。

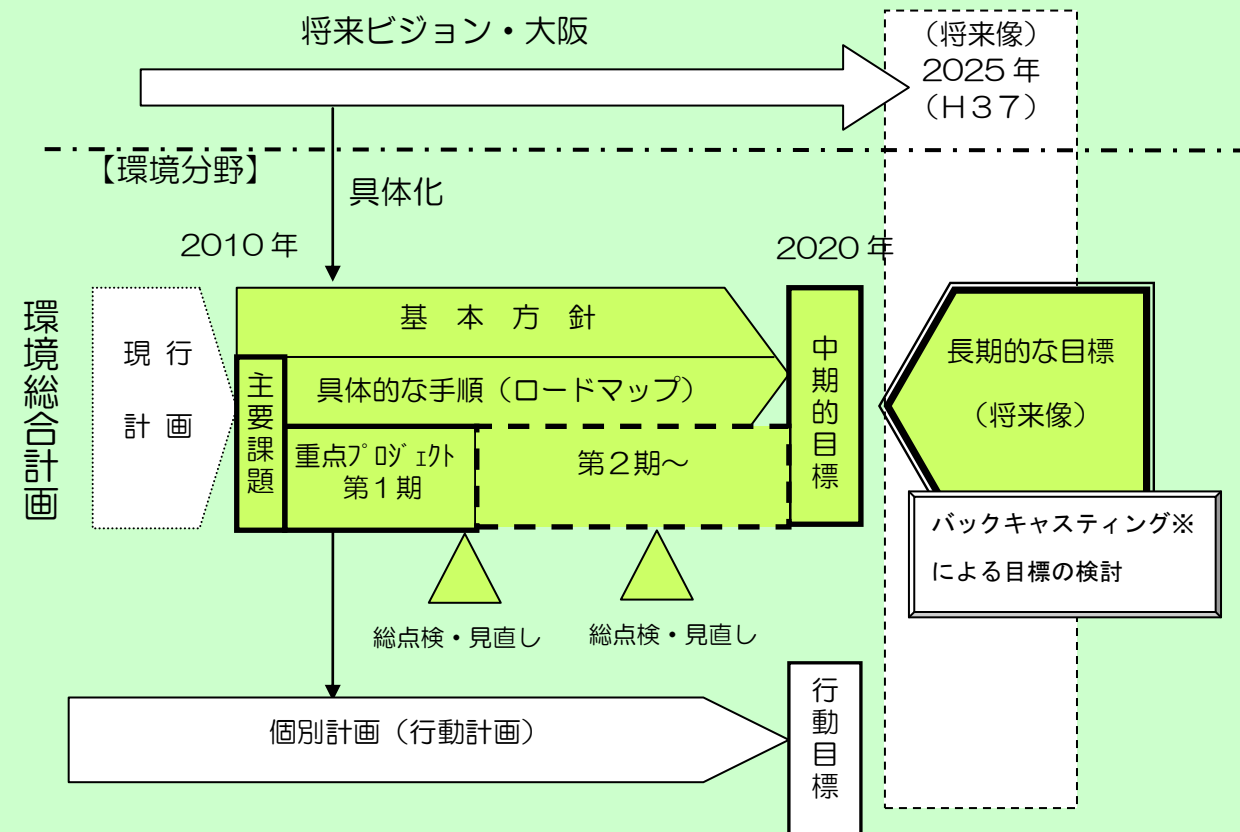
【対象とする環境の範囲】

地球温暖化などの地球環境、大気、水、土壌などの環境、生態系、種、遺伝子の多様性の保全・回復などの生物多様性、資源やエネルギーの消費抑制、廃棄物の減量、リサイクルの促進など資源の循環的な利用、騒音、振動、悪臭、熱環境などに係る問題や、潤いと安らぎのある水と緑、景観、歴史的・文化的環境を含む範囲とし、今後、新たな環境問題が生じた場合は、柔軟に対応を検討していくこととします。

計画の期間

良好な環境を保全・創造し、将来にわたって維持していくためには、都市構造や産業等の社会のあり方や人々のライフスタイルが変革され、持続可能な経済社会システムが構築されることが必要です。

そのため、そこに至るまでの長期に渡る期間を見通し、計画の期間は2020（平成32）年度までの10年間とします。また、環境の状況の変化、科学的知見の蓄積、さらには地方自治体が果たすべき役割の変化等の社会的な動向に柔軟に対応するため、中間段階での計画の点検及び見直しを行います。



※ 将来、実現されるべき将来像から現在を振り返って必要な政策が何かという考え方

持続可能な経済社会システムを目指して

府民の参加・行動のもと、温室効果ガスの排出量の削減、資源の循環的利用の促進、大気・水環境の改善、環境リスクの高い化学物質の管理、生物の生息環境の保全、都市の魅力と活力の向上などに取組み、豊かな環境の保全と創造を推進します。施策展開にあたっては、各分野の施策が他の分野にも好影響を与えることによる好循環が創出されるよう取り組みます。また、あらゆる分野に環境の視点を組み込むとともに、地域主権、広域連携を推進します。

環境総合計画

大阪府は、国内外の都市のなかで、環境と成長を両立させた持続的発展への先駆者の役割を担う。

※ 府民の参加・行動

I

低炭素・省エネルギー社会の構築 II-1

資源循環型社会の構築 II-2

魅力と活力のある
快適な地域づくり III

全てのいのちが共生する
社会の構築 II-3

健康で安心して暮らせる
社会の構築 II-4

相乗効果による好循環

施策推進に当たっての視点

- 環境と成長の両立に向け、あらゆる分野への環境の視点の組み込み
- 地域主権の確立・広域連携の推進

IV

計画の効果的、効率的な推進

V

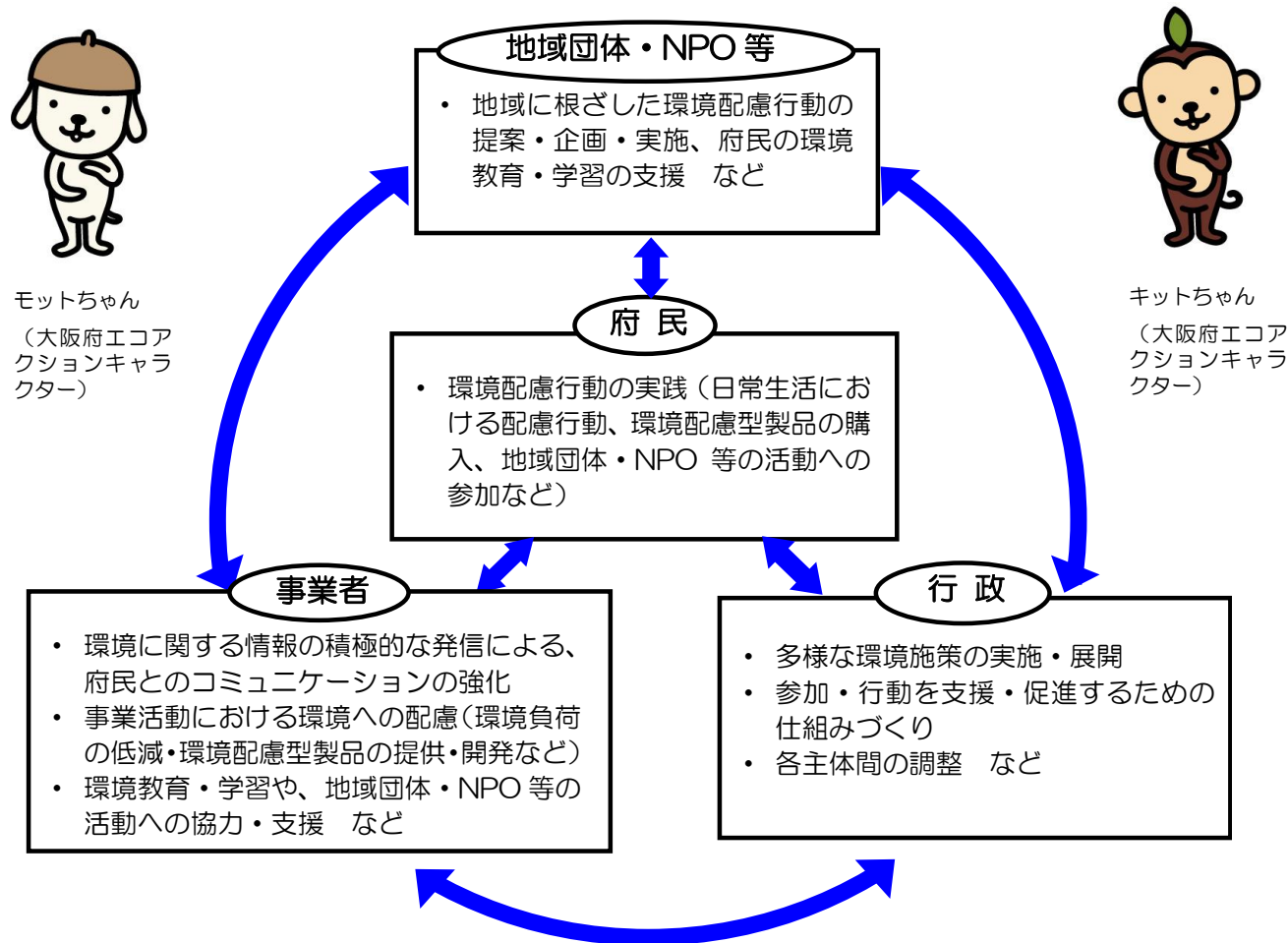
目指すべき将来像

※ 府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市

かけがえのない地球を守り、
私たちの生命を育んでいる健全で恵み豊かな環境を
保全しながら将来に引き継ぐためには、
社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ

- ・ 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- ・ 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

環境問題への気付き

環境配慮行動の拡大

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現

主な施策

■効果的な情報発信

環境問題に気付き、関心を持つことが、参加・行動の出発点となるため、府民のニーズを的確に把握した上で、様々な環境データや参加・行動につながる情報をわかりやすく効果的に発信します。

- ・ 環境配慮行動の実践に役立つ情報を集約した環境教育ポータルサイトを充実させます。
- ・ 環境関連データの収集や調査研究を進め、その最新の情報を広く提供していきます。
- ・ ホームページや環境白書などの情報発信ツールごとに、わかりやすく効果的に情報を発信します。



■環境教育・学習の推進

環境配慮行動が社会に根ざした日常的なものとなるためには、一人ひとりの環境問題への理解と意識のさらなる向上が求められるため、子どもから大人まであらゆる世代への環境教育・学習を推進します。

- ・ NPOや企業等による環境教育への支援の仕組みづくりを進めます。
- ・ 教科横断型の環境教育の推進及び成果普及の機会づくり等に取り組みます。
- ・ 川、海岸、農空間、森林、公園、道路等の様々なフィールドを活かした体験的環境学習プログラムを作成・普及します。



■行動を支援する仕組みの充実

環境配慮行動を促進するため、行動を支援する仕組みを充実させます。特に、行動への後押しとなるインセンティブ（動機付け）の創出につながる新たな社会・経済的手法の実現に取り組みます。

- ・ 企業との連携等による、府民の環境配慮行動に対する社会・経済的な支援手法の導入の検討を進めます。
- ・ 製品やサービスへの環境ラベリング*などを推奨し、日常での環境配慮行動に取り組やすくします。
- ・ NPO・企業等と連携した新たな気付きに繋がるイベント等の開催を通じて、誰もが気軽に行動できる社会づくりを目指します。



環境ラベリング*の例
(大阪府のリサイクル製品認定マーク)

*環境負荷の低減に役立つ製品・サービスであることをラベルで表示する制度

皆さんの参加と行動は、将来に引き継ぐより良い環境を保全していく大きな力になります。以下に、日常生活や事業活動の中で、皆さんが取り組めることを例示します。

まずはじめに

- ・身近な環境についてちょっと考えてみましょう！
- ・なにが出来るか考えてみましょう！
- ・行動に移してみましょう！

地球温暖化をストップ！

[府民・事業者]

- ・不要な照明はつけっぱなしにせず、こまめに消しましょう。
- ・冷暖房の温度設定を適正にしましょう。
（温度設定の目安：冷房 28 度、暖房 20 度）
- ・使わないときはテレビやビデオなどのコンセントを抜きましょう。
- ・出来るだけ公共交通を利用するとともに、近くの移動は、徒歩や自転車を利用しましょう。
- ・環境負荷の少ないエコカーを導入しましょう。
- ・省エネ・省CO₂機器を選びましょう。



資源を循環的に使う！

[府民]

- ・マイバックや買い物かごを持参しましょう。
- ・過剰な包装は断りましょう。
- ・詰め替えが出来る製品を選びましょう。
- ・食材は無駄なく使いましょう。
- ・修理できる物は出来るだけ修理して長く使いましょう。
- ・資源物（紙やペットボトルなどの再資源化が可能なもの）の分別を徹底しましょう。
- ・エコマークやリサイクル製品など環境ラベルのついた製品を選びましょう。



[事業者]

- ・廃棄物は減量化とリサイクルに努め、適正処理を行いましょ。
- ・再使用、リサイクルが容易な製品の開発・生産を進めましょ。
- ・再生原料の利用を進めましょ。

生物多様性を守る！

[府民]

- ・身近な生き物を大切にしましょ。
- ・自然観察会や里山の保全活動など自然を大切にする活動に参加しましょ。
- ・ペットや外来生物等を、自然界に放さないようにしましょ。

[事業者]

- ・森づくりなど生物の生息環境を保全する活動に参加しましょ。
- ・生き物の生息環境に配慮し、事業地の緑化を進めましょ。



安全で健康的な暮らしを確保する！

[府民]

- ・駐車時のアイドリングをやめ、急発進、急加速をやめましょ。
- ・下水道や浄化施設が設置されていないところでは、食器の汚れは拭き取ってから洗うなど、直接水に流さないようにしましょ。
- ・殺虫剤や洗剤など化学物質を含む製品を利用する時は、使用上の注意や使用方法を良く読み、使いすぎに注意しましょ。
- ・自然界で分解されやすい製品を使いましょ。
- ・身の回りの化学物質のリスクを正しく理解しましょ。

[事業者]

- ・環境リスクの高い化学物質の環境中への排出量を削減しましょ。
- ・環境リスクの高い化学物質を含む製品には、リスクを表示しましょ。

魅力と活力ある快適な地域をつくる！

[府民・事業者]

- ・敷地内のみどりを増やしましょ。
- ・農空間や森林を保全する活動に参加しましょ。
- ・騒音や振動、悪臭で周囲に迷惑をかけないように注意しましょ。
- ・地域の伝統や歴史・文化に興味を持ち、後世に引き継いでいしましょ。
- ・清掃などの地域の環境保全活動に参加しましょ。



※取組みの中には、他の項目にも効果があるものもあります。

例示したもの以外で、皆さんがお気づきになった環境に配慮した行動にも積極的に取り組んで下さい。
また、周りの人にも呼びかけて、活動の輪を広げましょ！

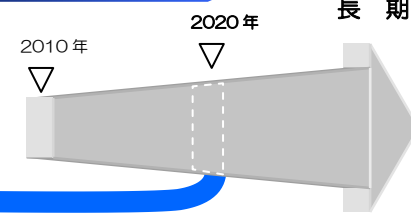
～ 地球温暖化を抑制するために ～

目標:2020年

▶ 国の取組みと連動し、1990年度比で25%の温室効果ガス排出量を削減する。

- 府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を50%に増やす。
- 府域の太陽光発電の導入によるCO₂削減量を2009年度比で30倍以上に増やす。

将来像

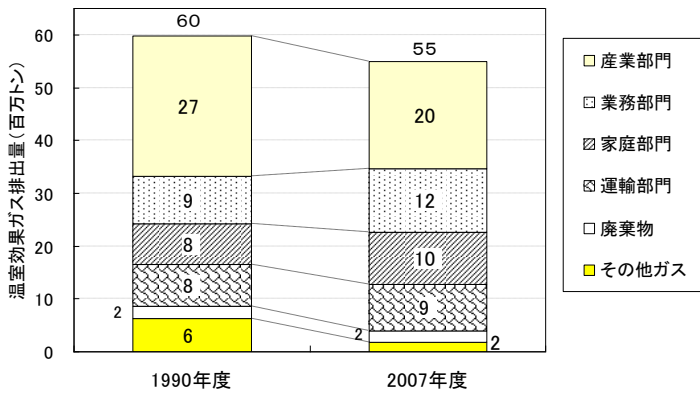


将来の姿(長期)

建物の高断熱化や機器の省エネ・省CO₂化が飛躍的に進み、再生可能エネルギーやCO₂排出量の少ない自動車が多く普及しているなど、温室効果ガスの排出量が1990年度から80%削減されている。

現状

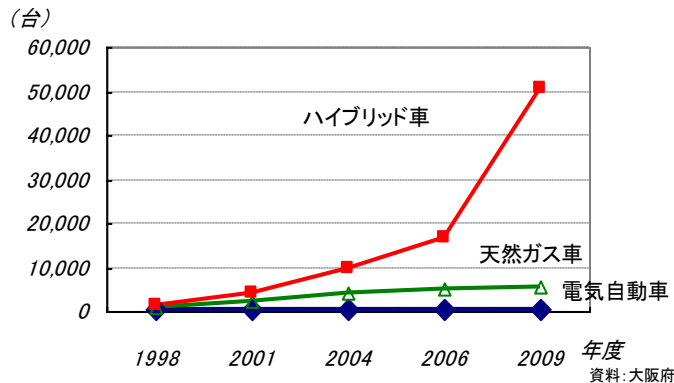
■大阪府域における2007(平成19)年度の温室効果ガス排出量は約55百万トンであり、1990(平成2)年度と比べ約8%減少となっています。



注) 排出量は、各年度の関西電力網の電力排出係数を用いて算定。

大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

■大阪府域の2009(平成21)年度の自動車保有台数は約34.7万台で、そのうちエコカー(注)の台数は約17.8万台(約5.1%)です。



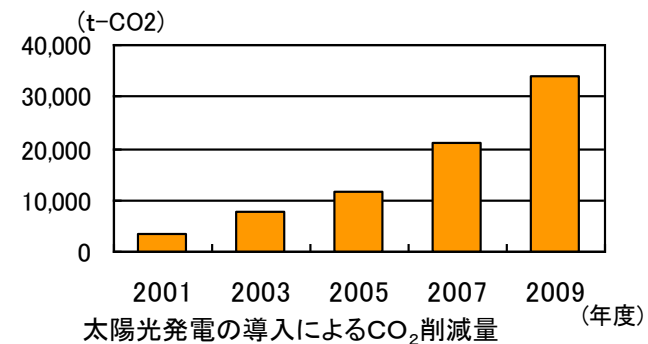
ハイブリッド車、天然ガス車、電気自動車の推移

注) エコカーとは、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車、水素エンジン自動車、燃料電池車に加えて超低燃費車(2010年度燃費基準+25%達成車または2015年度燃費基準達成車)です。

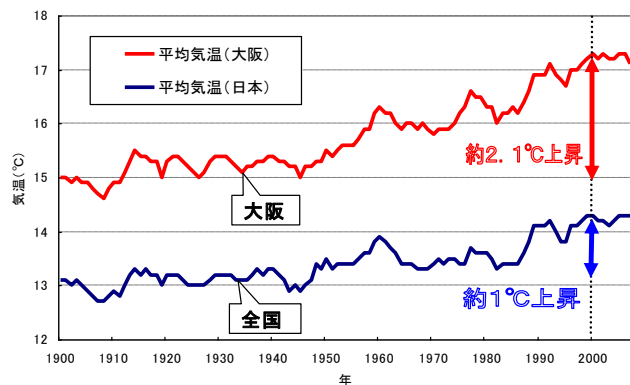
■大阪府の森林面積は約55,000haで府域の約3割を占めています。森林は間伐などの管理が必要で、適正に管理された森林ではCO₂を吸収する機能が向上します。



■大阪府域の2009(平成21)年度の太陽光発電の導入によるCO₂削減量は約3.4万トンです。



■過去100年間の平均気温の推移をみると、全国平均は約1℃の上昇ですが、大阪は都市部の熱負荷の影響により、約2.1℃の上昇となっています。



大阪と日本における年平均気温の経年変化

施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- ▶ 産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- ▶ 再生可能エネルギー等の普及
- ▶ 森林整備によるCO₂吸収の促進

主な施策

■低炭素化に向けた取組みの推進

【産業・業務】

温暖化防止条例により大規模事業者による自主的な低炭素化の取組みを促進し、CO₂排出量のさらなる削減が必要な場合は、条例による取組みの強化を検討します。

また、中小規模事業者には、設備機器の運用改善に加え、CO₂排出削減クレジット等の経済的手法を活用し、低炭素化につながる機器の導入を促進します。

【住宅・建築物】

住宅・建築物における低炭素化をアドバイスする制度や、国の導入支援策などを活用して、省CO₂設備・機器の既存住宅・建築物等への導入を促進するとともに、CO₂削減・省エネに配慮した建築物が市場で高く評価されるような取組みを推進します。



【運輸・交通】

公共交通や自転車の利用を促進するなど、自動車に過度に依存しないまちづくりを推進します。

さらに、エコカーやエコドライブの普及によりCO₂排出の少ない自動車利用を図ります。

また、渋滞の解消を図るため、環状道路の整備や、鉄道、道路の立体交差化等を進め、交通流の円滑化を実現してCO₂排出量を削減します。

■再生可能エネルギー等の普及

省エネ診断や国の導入支援策等を活用して、府の地域特性を踏まえ、太陽光発電をはじめ、バイオ燃料、空気熱などの再生可能エネルギーや燃料電池の普及を促進します。



■森林整備によるCO₂吸収の促進

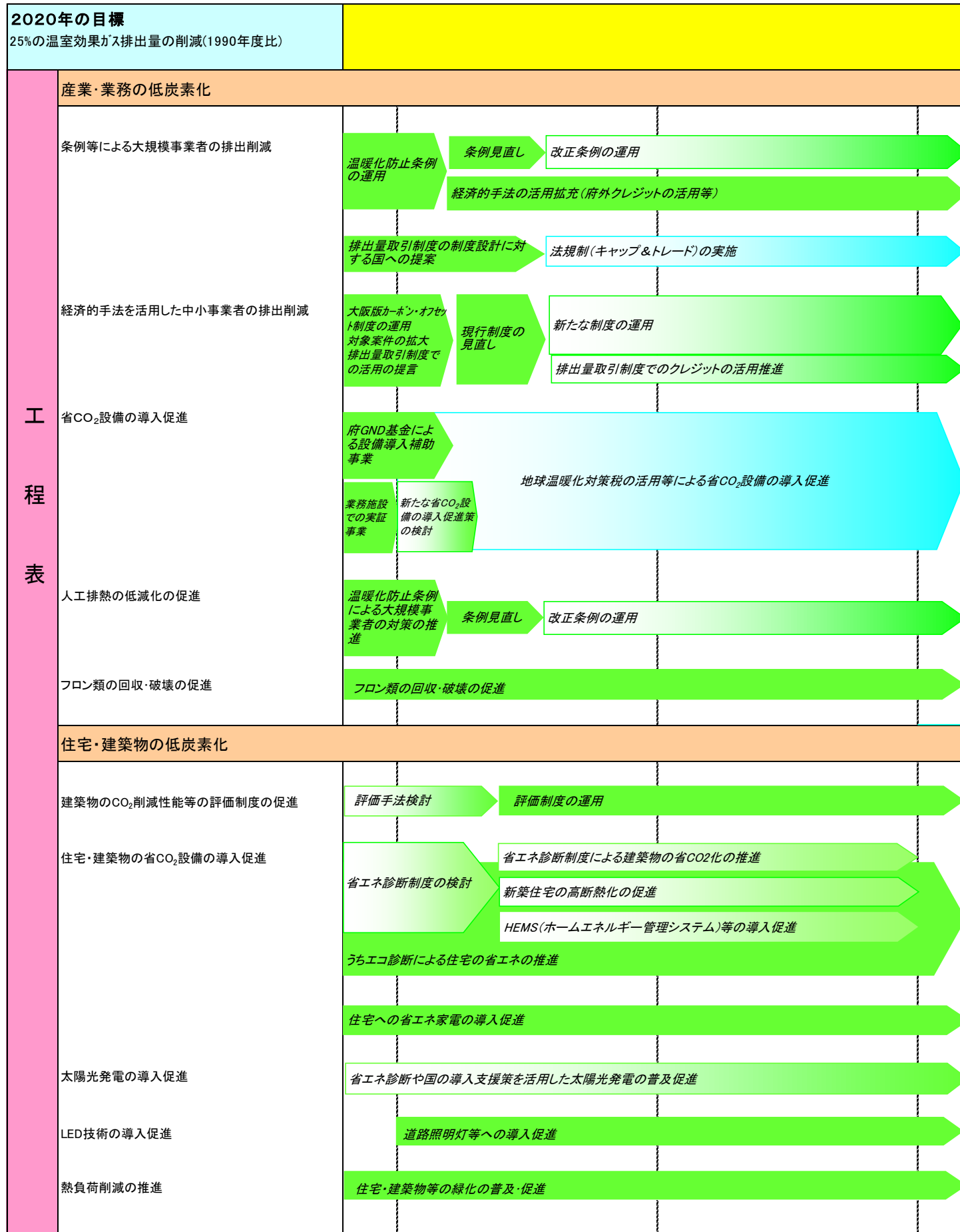
優先的に整備すべきエリアを設定し、公的な森林整備を重点的に実施するとともに、地域住民や企業など多様な主体の参画のもと、エリアに応じた効果的な森づくりを推進する制度を創設します。この制度を通じて、CO₂吸収の一層の促進を図ります。

【熱負荷の削減について】

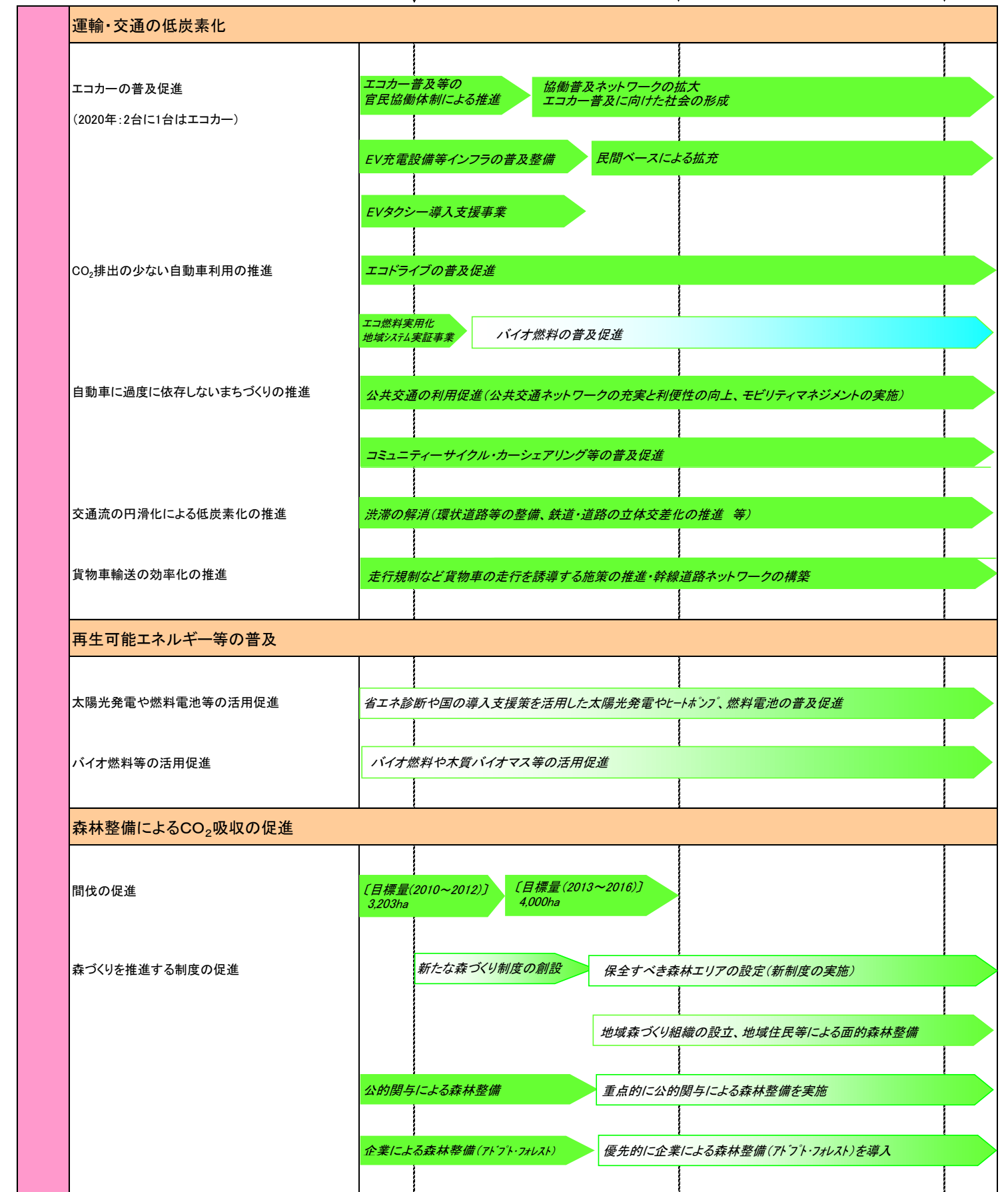
空調機器等の省エネ化などの対策は、機器の排熱(熱負荷)を低減する効果があります。これらの熱負荷の削減は、ヒートアイランド現象の緩和にも役立つ対策として、積極的に取り組んでいきます。

低炭素・省エネルギー社会の構築に向けた工程表

2011 2015 2020



2011 2015 2020



資源循環型社会の構築

～ 限りある天然資源を枯渇させないために ～

目標:2020年

資源の循環をさらに促進する。

- 【一般廃棄物】リサイクル率を倍増する。(2008年度比)
- 【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量をさらに削減する*。

*削減幅については、2010年度実績を踏まえて定めます。

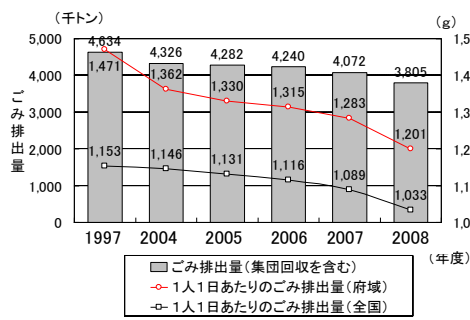
リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

- リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。(2009年府民アンケート 34.3%)
- 資源物*を分別している府民の割合を概ね100%にする。(2009年府民アンケート 89.4%)

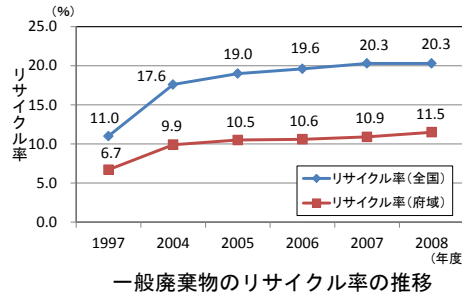
*ペットボトルや空き缶、古紙等

現状

- 府域における一般廃棄物の排出量、一人一日あたりの排出量、最終処分量は減少傾向に、リサイクル率は向上傾向にあります。
- しかし、全国的にみると、一人一日あたりの排出量、リサイクル率等はワースト1となっています。その要因としては、リサイクル可能な資源物が、特に事業系のごみに混入していることなどが考えられます。



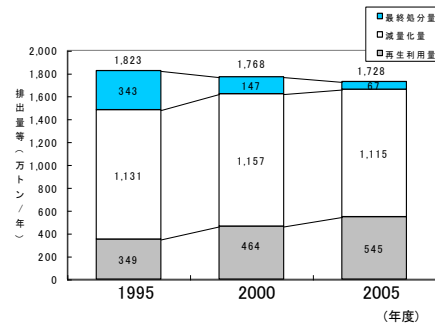
一般廃棄物排出量の推移



総排出量に占める最終処分量の割合 (2008年度実績)

大阪府	15.5%
全国平均	11.5%

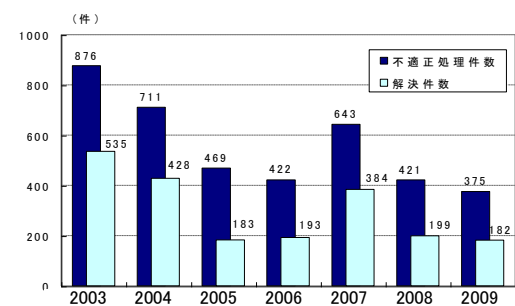
- 2005(平成17)年度に府内から排出された産業廃棄物は1,728万トン、再生利用量は545万トン、最終処分量は67万トンとなっています。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

※2011(平成23)年度に、産業廃棄物の実態調査を行い、2010(平成22)年度実績を把握する予定です。

- 府域における不法投棄などの不適正処理の件数は減少傾向にあります。依然として多発しており、また、その手口が悪質・巧妙化しています。



産業廃棄物の不適正処理件数の推移

- 府では、近隣府県市と協力して大阪湾に廃棄物の最終処分場を整備していますが、その容量には限りがあります。

大阪湾フェニックス計画で整備した最終処分場の容量(千m³)

処分場名	計画量	残容量(2010.3時点)
泉大津沖	30,800	4,050
尼崎沖	15,782	446
神戸沖	15,000	5,987
大阪沖(※)	13,975	13,725

※2009.10受入開始

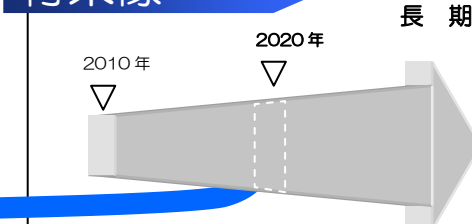
【大阪湾フェニックス計画】
大阪湾圏域2府4県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正処理と港湾の秩序ある整備により港湾機能の再編・拡充を図るため、海面埋立てによる最終処分を行う事業。

- 府内の森林における、2009(平成21)年度の間伐実績は1,204ha、間伐材の利用量は約2,800m³となっています。
- しかしながら、木材価格の低下や搬出コスト高等により、間伐された木材全体のうち搬出された割合は、1割程度にとどまっています。



高性能林業機械による間伐材の搬出状況

将来像



将来の姿(長期)

資源の循環的な利用が自立的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

主な施策

【生産・流通】

資源の循環の輪をつなげていくため、生産段階における再生原料や再生可能資源(間伐材等)の利用を促進するなど、製造・流通事業者による循環型社会構築に向けた取組みを促進します。

- 生産工程における再生原料等の利用率の向上やリサイクルしやすい製品の開発、廃棄物発生原単位*の抑制等の取り組みについて、製造事業者に働きかけます。
*出荷額あたりの廃棄物の発生量など
- 府内産木材の利用を進めるため、木材をまとめて搬出・利用する仕組みを、民間企業等と連携して構築します。

【再生】

廃棄物の再生を促進するため、優良な再生資源業者の育成を図るとともに、資源循環分野の環境ビジネスの創出・育成につながる仕組みづくりに取り組みます。また、木材資源が適正に再生される健全な森づくりを進めます。

- 一般廃棄物の府独自のリサイクル管理票制度を普及させ、適正なリサイクルの推進を図ります。
- 大阪の特性を活かした、広域的な一般廃棄物のリサイクルシステムを推進します。

【消費】

“もったいない”意識の共有による3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底を図るとともに、環境に配慮した製品の購入を促進します。また、ごみを出す際の適切な分別の徹底や家電リサイクル大阪方式の推進等により、リサイクルの流れを大幅に拡大します。

- 大学と連携して、ごみの排出・収集・処理の各段階での課題を検証し、市町村が取り組みやすい改善手法を提示したうえで、取り組みを働きかけます。
- なにわエコ良品(大阪府認定リサイクル製品)や新たな木質利用製品の利用促進に取り組みます。
- 住宅の長期的な活用を促進します。

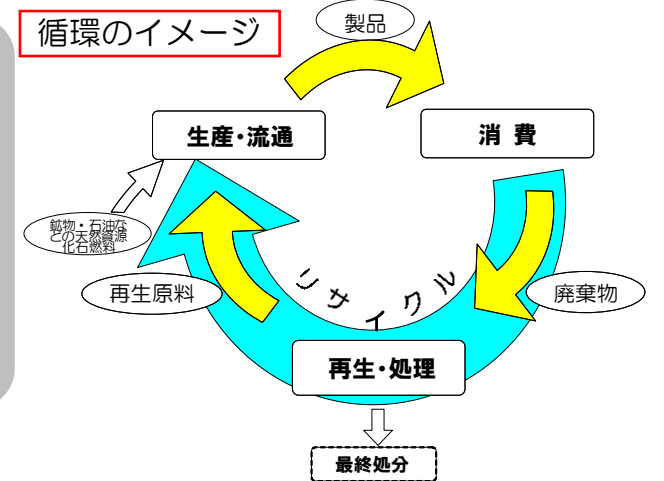
【処理】

廃棄物の適正処理の徹底を図り、リサイクルの流れを確実なものとするため、排出事業者の意識のさらなる向上や、優良な処理業者の育成に取り組みます。

- 廃棄物を多量に排出する事業者による減量化や適正処理への取り組みを評価する手法を確立し、自主的取り組みを促進します。
- 建設廃棄物の分別排出など、混合廃棄物の発生・排出抑制の取り組みを促進します。
- 廃棄物の適正な処理を推進するため、電子マニフェストの普及に取り組むとともに、優良な処理業者の育成につながる顕彰制度導入等の検討を進めます。

【最終処分】

資源の循環を加速させることにより、最終処分量の大幅な削減を実現し、必要最小限の最終処分場を安定的に確保します。



資源循環型社会の構築に向けた工程表

2011

2015

2020

2020年の目標		2011	2015	2020	
資源の循環をさらに促進する。 リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。					
生産・流通	再生原料・間伐材等の利用促進				
	生産工程における廃棄物発生原単位の抑制	多量排出事業者制度を活用して、廃棄物発生原単位抑制の取組みを促進			
	建設工事における廃棄物の発生抑制	多量排出事業者制度を活用して、建設廃棄物の発生抑制の取組みを促進			
	リサイクル製品認定制度の普及	リサイクル製品認定制度の普及			
	間伐材の利用促進	木材搬出を促進するための基盤整備 木材をまとめて搬出・利用する仕組みを、民間企業等と連携して構築			
	建設発生土の利用促進	建設発生土情報交換システムの運用			
	下水汚泥の有効利用	下水汚泥の有効利用			
	流通段階でのごみ排出量の削減	エコショップ制度の普及			
	レジ袋の削減	市町村と事業者との協定締結(レジ袋の削減や有料化など)の促進			
	製造業者による取組の促進				
		製造事業者に対し、製品の長寿命化、修理体制の整備、部品の再利用等について働きかけ			
		製造事業者による新たな回収、再資源化等について情報発信			
		製造事業者に対し、再生原料の利用率向上について働きかけ			
	消費	"もったいない"意識の共有による3R(リデュース、リユース、リサイクル)の徹底			
		なにわエコ良品(大阪府認定リサイクル製品)の普及	なにわエコ良品ショップの監修などによる、なにわエコ良品の普及		
レジ袋の削減		環境にやさしい買い物キャンペーン等の実施			
3Rへの府民意識の向上		リサイクルフェアの実施			
住宅の長期的な利用の促進		中古住宅の流通・リフォーム市場の拡大			
グリーン購入の促進		大阪府グリーン調達方針に基づく率先行動			
間伐材の利用促進					
		産地や品質の明確化を図る木材認証制度の導入による木材利用の促進 公共事業における木材利用の促進 新たな木材・木質バイオマス(バイオコース等)の需要拡大及び利用促進			
リサイクルの流れの飛躍的増加に向けた、適切な分別の徹底					
官学連携による研究		"排出"・"収集"・"処理"の各段階での課題を検証し、市町村が取り組みやすい改善手法を提示 市町村に積極的な取組みを働きかけ			
排出事業者の意識向上		建設混合廃棄物の分別排出の促進 リサイクル管理票制度の普及 市町村の多量排出者届出制度を活用したリサイクル意識の徹底			
特定品目ごとのリサイクルの推進					
		家電リサイクル大阪方式の推進 食品リサイクルの推進 建設リサイクルの推進			

2011

2015

2020

再生		2011	2015	2020
再生	優良な再生資源業者の育成	リサイクル管理票制度の普及 再生事業者登録制度の推進		
	資源循環分野の環境ビジネスの創出・育成につながる仕組みづくり			
	研究開発の支援・実施	府による技術評価制度の改良 府研究機関における技術開発 下水汚泥・水道残渣の利用について、民間事業者等と連携して技術開発		
	広域的な一般廃棄物のリサイクルの推進	大阪の特性を活かしたリサイクルシステムの推進		
	木材資源が再生される仕組みの整備	森林保全に資する適正な森林整備(間伐等)の推進		
	排出事業者による適正処理の徹底			
	多量排出事業者による取組みの促進	多量排出事業者制度の評価手法の確立 インターネット等による公表制度の確立 事業者による減量化や適正処理に向けたPDCAサイクルの確立の促進		
	業界団体と連携した法規制等の周知徹底	業界団体と連携して、排出事業者に対して法規制等の周知を徹底		
	電子マニフェストの普及	多量排出事業者(製造業等)、公共における普及目標 100%	排出事業者の普及目標 概ね100%	
	優良な処理業者の育成	優良な処理業者の顕彰制度の導入等の検討 顕彰の実施 混合廃棄物の中間処理場での分別、再資源化の徹底		
処理	有害廃棄物の適正処理の徹底			
	PCB廃棄物	PCB廃棄物の適正処理(法に基づき、2016年7月までに全てのPCB廃棄物の処理完了)		
	アスベスト廃棄物	建築物解体作業等におけるアスベスト廃棄物の適正処理の徹底、円滑な処理体制の確保の点検		
	感染性廃棄物	関係団体と連携した感染性廃棄物の適正処理の徹底		
	ダイオキシン類対策	焼却施設設置者によるダイオキシン類測定及び適正処理の徹底		
	不適正処理の根絶	不適正処理の未然防止、警察との連携等による迅速な解決		
	最終処分	最終処分量の大幅な低減と最終処分場の安定的な確保		
	大阪湾フェニックス計画の推進	次期広域処分場確保に向けた検討・調整	安定的な確保	

～ 生物多様性の恩恵を継続して享受するために ～

目標:2020年

- **生物多様性の府民認知度を70%以上にする。**
(2008年大阪府府民アンケート16.9%)
- **生物多様性の損失を止める行動を拡大する。**
 - 活動する府民を30%増加する。(2009年 約7万人)
 - 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。

現状

生物多様性のめぐみ

すべての生命の存立の基礎
 ・植物の光合成
 ・CO2の吸収...温暖化の防止
 ・酸素供給
 ・植物からの薬効
 ・食糧の安定
 ・水の循環

有用性の源泉
 ・食料や木材
 ・マクロ生物
 ・遺伝資源
 ・バイオ燃料
 ・バイオ医薬品
 ・バイオマテリアル
 ・技術開発のヒント

豊かな文化の源泉
 ・料理・食材、酒
 ・お茶・抹茶
 ・お花見・紅葉
 ・日本酒(米と水と麹)
 ・祭り・民間

安全・安心の基礎
 ・自然の地形・災害の防止
 ・豊かな森-安全な飲み水

暮らしに身近な生物多様性

わが国生物多様性の「3つの危機」と地球温暖化による危機

第1の危機
人間活動による生態系の破壊、種の減少・絶滅
 絶滅、干潟の4割が消失

第2の危機
人間の働きかけの減少による影響
 手入れ不足で枯死した樹木

第3の危機
外来生物などによる生態系のかく乱
 マングース、オオクチバシ

地球温暖化による危機
 全球平均気温が1.5~2.5℃上昇すると...
 世界の動植物種の20~30%の絶滅リスク上昇の可能性
 サンゴの白化

なぜ「絶滅」が問題か

生物多様性はなぜ大切か

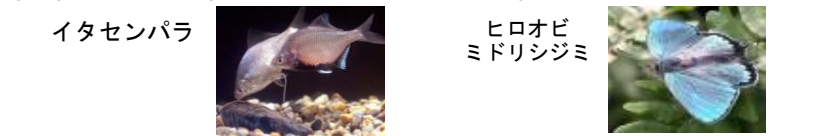
- 生物多様性から多くのめぐみを得ていること
- 生物多様性は複雑なバランスのもとに成り立ち、未解明な部分も多いこと
- 人間も生物多様性を構成する生物種のひとつ

「絶滅」とは「バランスを崩すこと」
 しかし、どの部分のバランスが崩れるかわからない

知らぬ間に人間の生存基盤が崩れゆく可能性
 資料：環境省 HP 掲載資料

大阪府レッドデータブックに記載されている絶滅危惧種 (平成12年3月)

分類群	絶滅危惧Ⅰ類 (絶滅の危機に瀕している種)		絶滅危惧Ⅱ類 (絶滅の危険が増大している種)	
	種数	種名	種数	種名
哺乳類	2	アズマモグラ、テンコウモリ	3	ユビナカウモリ、キタシロウモリ等
鳥類	2	クマタカ、ウスラ	27	オオタカ、クイナ、タマシキ等
爬虫類	2	アカウミガメ、タワヤモリ	0	
両生類	15	ダルマガエル	2	オオサンショウウオ、カミサンショウウオ
淡水魚類	13	アユモトキ、イタセンバラ等	9	メダカ、ドジョウ、ヤリタコ等
昆虫類	20	ヒメイトトンボ、ケンゴロウ等	45	カメ、オオクワガタ、キツネノコ等
陸産貝類	15	ナニワチシロガイ等	7	アズキガイ、イノエヤマトガイ等
淡水産貝類	6	オクラマガイ等	8	マルタニシ、タテヒタカワナ等
小計	61		101	
シダ植物	13	アカハナリトビ、カラクサダ等	6	オオアウキクサ等
種子植物	112	トキソウ、カンゾウ等	54	ジュウニヒトエ、サキノウ等
小計	125		60	
合計	186		161	



生物多様性の保全に資する地域指定状況

指定種別	指定面積 (ha)
保安林	16,388
鳥獣保護区	12,801
府立自然公園	2,594
国定公園	16,498
近郊緑地保全区域	33,580
自然環境保全地域	38
緑地環境保全地域	32
特別緑地保全地区	2
自然海浜保全地区	22
国・府指定天然記念物	15
合計	81,970

2010年3月末現在

森林、農地の土地利用転換面積の推移

農地：16,398ha(1997年)→14,357ha(2007年)
 住宅地・工業用地や駐車場・レジャー施設への転用により約2,000ha減少

森林：58,636(1997年)→58,187ha(2007年)
 宅地の供給及び土砂採取などの事業用地等への転用により約450ha減少

資料：平成20年度版国土利用計画関係資料集データより抜粋

遊休農地の現状

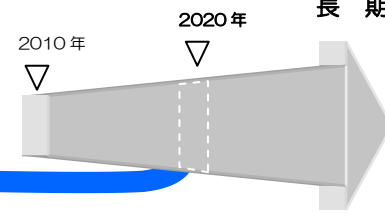


放置森林の現状



農空間や森林等では、これまで保たれてきた豊かな生態系が人の手が入らないことにより損なわれます。

将来像



将来の姿(長期)

生物多様性への人々の理解が進み、生物多様性に配慮した行動によって、豊かな森林、農空間、里地・里山、河川、海等が維持されている。
 また、生息環境を回復するための取り組みが各地で行われた結果、大阪は身近に生き物と触れ合える、水とみどり豊かな都市となっている。

施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

○府民の理解促進

- **世界の生物多様性保全に貢献**
 大消費地として生物多様性配慮行動を促進
- **府域の生物多様性を向上**
 - ・ 府域の現状評価
 - ・ 地域指定の拡大
 - ・ 保全活動の拡大
 - ・ 水とみどりのつながりの拡大

生物多様性の保全

主な施策

■生物多様性の府民理解の促進

民間団体等と協力しながら身近な生物の調査等の参加型のプログラムの充実等により生物多様性への理解を高めるとともに、生物多様性と日常生活とのつながりについて理解を深められるようホームページの充実等によって情報発信を強化し、啓発に取り組みます。



■府域の生物多様性の現状を評価

府内に生息する野生生物の生息状況を評価するため、野生生物の分布、生息・生育状況等の現状把握に努めます。その際、海の生物や貴重な生態系など評価対象の範囲も検討します。また、併せて在来種の生息に多大な影響を与える外来生物のリストの作成を検討します。
 代表的な生物について生息状況を関係団体や府民と協力してモニタリングしていく仕組みを構築します。



大阪府レッドデータブック 2000年3月

和泉葛城山ブナ林

■生物多様性の損失を止める行動の促進

新たに生物多様性の保全に配慮する手引きを作成し、大阪府の公共事業実施時に統一的な配慮を求め、実施事例などの知見を蓄積するとともに、日常生活での配慮行動についても、手引きに盛り込み、府民や事業者へ配慮を求めています。
 また、事業敷地内での生物多様性を保全する取組みや、地域等と協働した府内での生物多様性の保全に資する活動等を、大阪府が評価する制度を検討し、民間事業者の積極的な取組みを促進します。

■地域指定の拡大と生物多様性推進拠点の整備

保安林、鳥獣保護区等の地域を拡大するとともに、都市公園、府民の森、河川、自然海浜保全地区等を、生物多様性の保全、再生、生息環境を創造する府民活動を行う拠点とし、周辺の緑地の整備や水辺環境の整備等と連携して、周辺山系から農空間、都市、沿岸までをつなぐエコロジカルネットワークの形成を進めます。



淀川 せんなん里海公園 くらんど園地

全てのいのちが共生する社会の構築に向けた工程表

2011

2015

2020



2020年の目標	
生物多様性の認知度向上 生物多様性の損失を止める行動の拡大	
現況の把握	
レッドデータブックの改訂検討(外来種リストの検討を含む)	海の生物、希少種の生態系を追加記載の検討
モニタリングの体制整備	仕組づくり → モニタリングの実施
情報の共有化	既存施設、活動団体等と生息情報等を共有化
生息環境の保全・再生の仕組み	
生物多様性配慮の手引策定	手引き作成 → 手引きによる配慮の実施(公共事業)から民間へ導入検討
生物多様性配慮活動の評価手法検討	評価手法検討 → 評価の実施
生物多様性推進拠点の整備	府営公園、府民の森、府立自然公園、淀川のワンド、自然海浜保全地域などを先行して指定
生物多様性の保全に資する地域指定の拡大	保安林・鳥獣保護区の拡大
	府立自然公園区域の指定
天然記念物の追加指定の検討	追加指定に向け、調査検討
生息環境の保全・再生・創造	
法、条例による緑地や自然環境の保全	自然公園法、森林法、大阪府自然環境保全条例、大阪府自然海浜保全地区条例による地域の保全
藻場・干潟の再生	藻場・干潟の造成による環境改善及び、活動を通じて府民の親水性向上を促進
海底の砂地を再生	マーブルビーチ沖等での覆砂
大阪湾窪地の解消	埋め戻しのモニタリング → 窪地の埋め戻し 順次実施
水産資源の保護管理	遺伝子の多様性に配慮した栽培漁業、資源回復計画による水産資源の保護管理、魚礁の設置
多自然川づくり	特徴に応じた多自然川づくりを推進
生物多様性に配慮した農空間の保全と活用	生態系に配慮した、農地・農業用施設の保全と活用の推進
大規模緑地等を拠点としたエコロジカルネットワークの構築	生物多様性、みどりのネットワーク化に配慮した公園計画及び緑化の推進
森林整備の推進	人工林の適正な間伐・針広混交林化の推進
里山の保全管理の推進	新たな森づくり制度の創設 → 里山の適正な保全管理の推進
臨海部の生息環境の創造	共生の森づくりの推進
野生生物の適正な保護管理	シカ、イノシシの保護管理計画の推進
アライグマ・ブラックバス等の外来生物対策	アライグマ防除実施計画の推進、ブラックバス、ブルーギル、外来水生植物の駆除等
調査研究の推進	生態系の保全や生物多様性の増大に関する調査・試験研究等
普及・啓発	
地域のシンボリックな生物によるPR	ホームページでの情報発信
まもりたい生物100選(仮称)の府民募集	募集 → モニタリングの実施
生物と触れ合える場のPR	生物と触れ合える都市公園、府立自然公園、府民の森等の情報発信
参加・行動	
身近な生き物調査	せみの抜け殻、なぎさの楽校等の充実(まもりたい生物100選との連携)
生息状況のモニタリング(再掲)	レッドデータブックによる希少種と100選の生物に対するモニタリングの実施
企業やNPO、地域等と協力した参加型プログラムの充実	共生の森づくり、泉佐野丘陵緑地整備、里山保全、棚田保全活動、アドプトフォレスト、アドプトリバー、オアシス構想の推進等
環境教育の推進	出前事業、学校ビオトープ等の設置推進

～ 良好な大気環境を確保するために ～

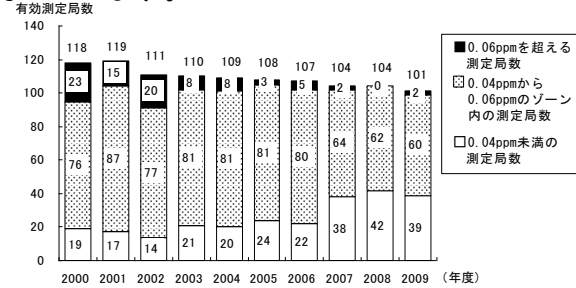
目標:2020年

大気環境をさらに改善する。

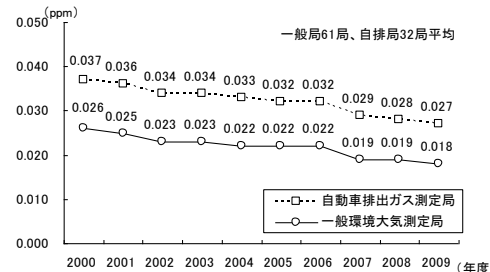
- 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- 微小粒子状物質 (PM2.5) の環境保全目標を達成する。
- 光化学オキシダント濃度 0.12ppm (注意報発令レベル) 未満を目指す。

現状

■ 二酸化窒素は、改善傾向にあり、環境保全目標 (1 時間値の 1 日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下) の上限値 0.06ppm を概ね下回るレベルに達し、約 6 割の地域が 0.04~0.06ppm のゾーン内となっています。

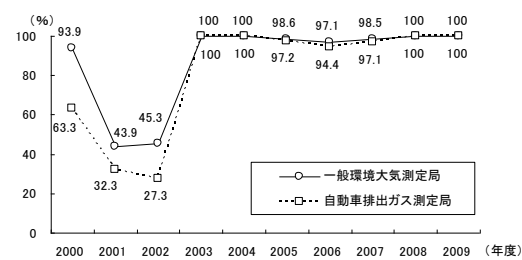


二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移



二酸化窒素の年平均濃度の推移 (注) 10年継続測定局の年平均濃度の平均

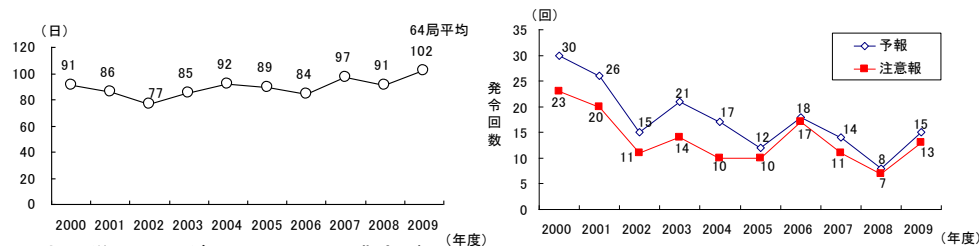
■ 浮遊粒子状物質は、過去 5 年間では 2 年、全ての測定局で環境保全目標を達成しています。2009 (平成 21) 年度には健康への影響が懸念されることから、PM2.5 の環境基準が設定されました。PM2.5 は大気中で窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC) 等が反応して生成する割合が大きいことが分かっていますが、発生機構は未解明です。



浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率の推移

PM2.5 とは
大気中に漂う浮遊粒子状物質 (粒径 10 μm 以下) のうち粒径 2.5 μm 以下の小さなものをいいます。粒径が小さいため、肺の奥まで入りやすく、健康への影響が懸念されています。

■ 光化学オキシダントは、これまで環境保全目標 (1 時間値が 0.06ppm 以下) を達成しておらず、超過日数は過去 10 年間の推移で見ても緩やかな増加傾向となっています。光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度による変動が大きく、増減を繰り返しています。全国的にはこれまで発令のなかった地域で初めて発令されるなど、広域移流の影響も指摘されています。



光化学オキシダントの昼間の濃度が 0.06ppm を超えた日数の推移

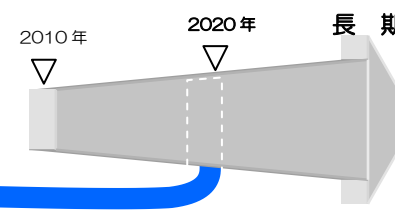
光化学スモッグの発令回数の推移

(注) 10 年継続測定局の昼間の濃度が 0.06ppm を超えた日数の平均

光化学スモッグとは
光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。

■ 府内には過去に建材として使用されたアスベストを含む建築物があり、アスベストによる健康被害を防ぐため、解体工事等にはアスベストの飛散防止対策を行っています。大気中のアスベスト濃度は府域の市街地 4 地点で測定しており、2009 (平成 21) 年度の測定結果は ND ~0.079 本/L の範囲にありました。これらの値は検出下限値付近の値であり、地点による濃度差はほとんど見られませんでした。 ※ND (Not Detected) : 検出下限値未満であること。

将来像



将来の姿 (長期)

環境保全目標をすべて満足し、澄みわたる空、深呼吸したくなる大気となっている。

施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) と粒子状物質 (PM) の削減対策の推進
- PM2.5 の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

主な施策

■ 自動車排出ガス対策

自動車から排出される NOx、PM を削減するため、公共交通や自転車の利用を促進するなど、自動車に過度に依存しないまちづくりを推進します。また、対策地域外からの排出ガス基準を満たさないトラック・バス等の流入車規制や自動車 NOx・PM 法に基づく事業者指導を実施するとともに、排出ガス性能の良いエコカーの普及に向けた取り組みやエコドライブの普及啓発を実施します。さらに、渋滞の解消を図るため、環状道路の整備や、鉄道、道路の立体交差化等を進め、交通流の円滑化に努めます。



電気自動車



天然ガス自動車

■ PM2.5 対策

PM2.5 の環境モニタリングとして濃度測定や成分分析を行うために、自動測定機を配備するなど測定体制を整備します。また、モニタリングの結果を用いて、発生機構を把握し、効果的な対策を検討・実施します。



自動測定機

■ 光化学オキシダント・VOC 対策

PM2.5 や光化学スモッグの原因の一つである VOC の排出量を、法・条例による排出規制や化学物質管理制度を用いた自主的取組を促進することにより削減します。また、光化学オキシダントとその原因物質の広域移流による影響の把握に努めます。

■ アスベスト対策

過去に建材として使用されたアスベストの解体工事等における飛散防止対策について事業者指導を徹底し、環境中への飛散ゼロを目指します。



アスベスト解体現場パトロール

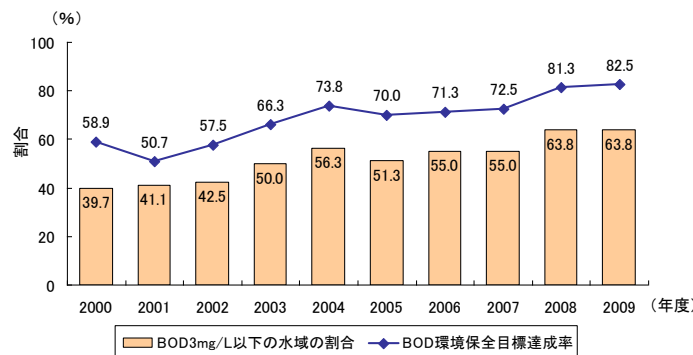
～ 良好な水環境を確保するために ～

目標:2020年

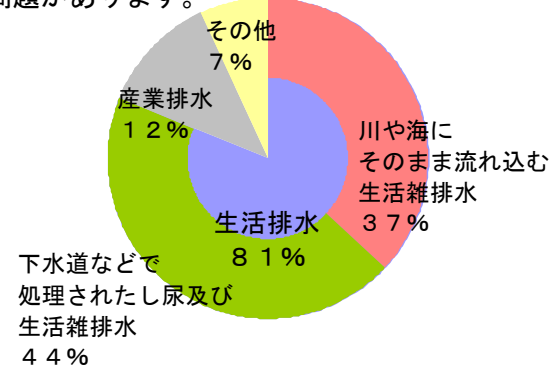
- 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。
 - BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L 以下（環境保全目標のB類型）を満たす河川の割合を8割にする。
- 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。
 - 底層DO（溶存酸素量）5mg/L 以上（湾奥部は3mg/L 以上）を達成する。
 - 藻場を造成する。（藻場面積400haを目指す）

現状

■ 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備などによって全体的に改善傾向がみられます（BOD3mg/Lを約6割の水域で達成）。河川等の汚濁負荷量の約8割が生活排水に由来しており、そのうち約半分が処理されていない生活雑排水の負荷量です。また、合流式下水道地域では、雨天時に未処理の汚水が混じった雨水が河川へ放流されるため、水質汚濁等の問題があります。



府内河川におけるBODの環境保全目標達成状況及びBOD3mg/L以下の水域の割合の推移



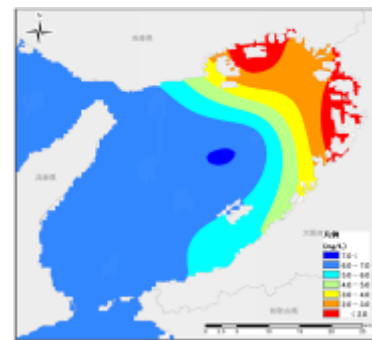
汚濁負荷量 (BOD) の発生源別内訳 (2009年度大阪府推計)

■ 都市への人口集中に伴う都市化の進展、森林、水田などの荒廃や減少などにより流域の保水能力が低下し、流域面積の小さい河川で平常時の河川流量が低下しています。

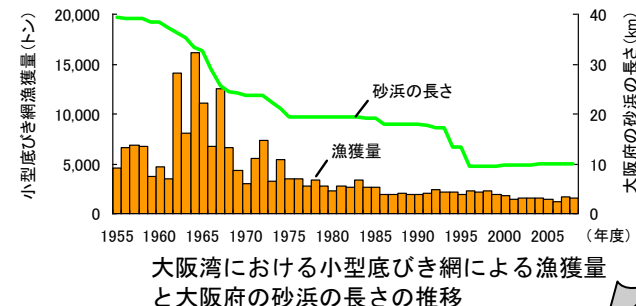
■ 大阪湾のCOD（化学的酸素要求量）は長期的には横ばいで、依然として、環境保全目標未達成の地点があります。汚濁物質の流入に加えて、窒素・りんなどの栄養塩が底泥から溶出し湾内での植物プランクトンの増殖を招いていることが考えられます。また、夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取などで生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。

貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

■ 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備などにより自然海岸が全体の1%しかなく、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場、干潟及び海底の砂地が減少しており、自然の浄化機能や、府民が海とふれあう機会が低下しています（大阪府の藻場面積352ha）。

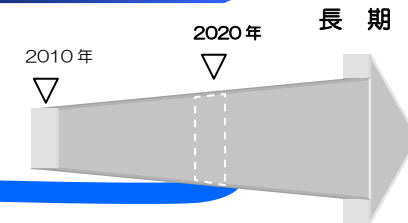


夏季底層DOの分布（2006～2008年度平均）



大阪湾における小型底びき網による漁獲量と大阪府の砂浜の長さの推移

将来像



将来の姿（長期）

人の健康が保全されるとともに豊かな生態系が育まれ、身近に人と水がふれあえ、生活に潤いをあたえる水環境となっている。

施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- 生活排水の100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

主な施策

■ 水質汚濁負荷量の削減

下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、下水道の高度処理化、合流式下水道の改善を推進します。また、下水道が整備されない地域では、合併処理浄化槽等の普及促進や、汚濁削減の府民啓発などの生活排水対策を推進します。COD、窒素、りんの総量削減計画に基づく総量規制など工場、事業場排水の規制・指導を、市町村と連携のもと確実に進めます。



大阪府生活排水対策キャラクター
かつば忍者 せせらぎ



水みらいセンター
(下水処理場)

■ 健全な水循環の保全・再生

森林や農地・ため池等の保全による流域の雨水浸透、貯留などの水源かん養機能の保全・回復・増進や、節水や雨水利用の促進、地下水・下水処理水の活用等により、流域一体となって水循環の保全・再生を図ります。



整備された森林



ため池

■ 大阪湾の環境改善対策・親水性向上

自由に海とふれあえる場の整備や直立護岸の緩傾斜化を検討するとともに、水生生物が育つ場所であるアマモ場等を府民とともに守り育てることで、海への関心と浜辺の親水性の向上に努めます。また、水生生物の生育・生息にとって望ましい水質の調査研究を行うとともに、環境改善を図り、多様な水生生物が育つ魅力ある大阪湾を目指します。



生物が生息しやすく、波打ち際に近づきにくいマーブルビーチ



府民が波打ち際に近づける海



魚介類の育つアマモ場

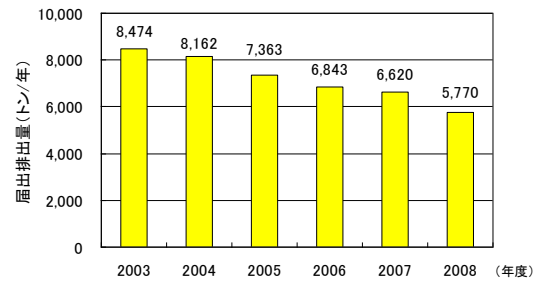
～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～

目標:2020年

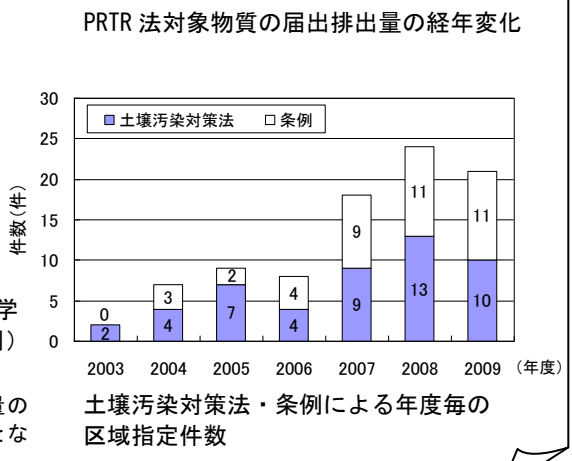
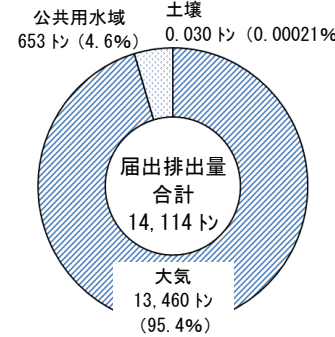
➤ 環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する。

現状

- 府域におけるPRTR法対象の第一種指定化学物質の排出量は、着実に減少していますが、全国第7位と大きな割合を占めています。(可住地面積当たり排出量では全国第2位)
- 発ガン性物質であるPRTR法対象の特定第一種指定化学物質の排出量は、近年横ばい傾向で推移しています。
- 府域で土壤汚染対策法に基づき、土壤の汚染区域として指定された区域数は全国の約1割を占め、東京都に次いで2番目の多さとなっています。また、条例による区域指定は、法による区域指定と同程度の件数で推移しています。



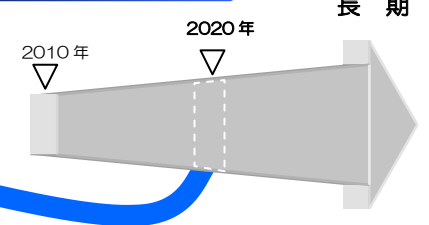
都道府県	届出排出量	事業者	家庭	移動体(自動車等)	排出量合計
1 愛知県	13,950	8,015	3,560	4,348	29,872
2 東京都	2,386	13,824	2,295	4,788	23,294
3 静岡県	13,208	3,744	2,282	3,067	22,301
4 埼玉県	9,274	4,998	2,696	3,904	20,872
5 神奈川県	7,927	6,616	1,916	3,942	20,400
6 千葉県	7,838	5,765	2,723	3,830	20,156
7 大阪府	5,770	7,640	2,392	3,840	19,642
8 茨城県	8,866	5,726	1,691	2,942	19,224
9 広島県	10,317	2,901	1,452	2,321	16,990
10 兵庫県	8,569	3,569	1,624	3,180	16,942
その他	111,090	79,269	33,220	56,793	280,372
合計	199,195	142,067	55,851	92,955	490,067



都道府県別のPRTR法対象物質の排出量(2008年度)【PRTR法データ】

※PRTR法の改正により、2010年度から届出対象物質が追加されました。
●第一種指定化学物質は354物質から462物質に増加。
●特定第一種指定化学物質は12物質から15物質に増加。

将来像



将来の姿(長期)
環境リスクの高い化学物質の排出削減が進むとともに、リスク管理やリスクコミュニケーションが定着し、化学物質によるリスクが最小化されている。

施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組を推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

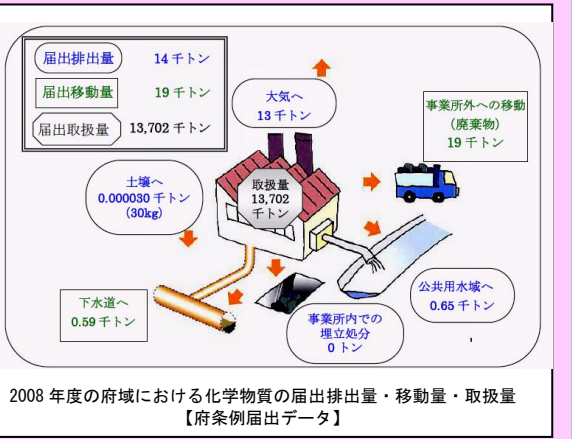
主な施策

環境リスクの高い化学物質の排出削減

化学物質の人への暴露量を低減するため、特にトルエンなどの大気中への化学物質の排出を削減する取組みやベンゼンなどの発ガン性物質である特定第一種指定化学物質の排出の抑制を推進します。

また、人・動植物へ悪影響が懸念される化学物質については、環境調査や事業者等への排出抑制の働きかけなどの予防的な取組を推進します。

さらに、化学物質による土壌汚染や地下水汚染を未然に防止し、健康へのリスクを回避するため、化学物質の適正管理について助言・指導します。



化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組を推進します。

府は、府域の環境リスクを管理するという立場から、対話の場を設けて、化学物質に係る情報提供、リスクの客観的な評価や府の取組方針の説明等を行うなど、対話の推進に努めます。



残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

PCB、ダイオキシン類等の残留性有機汚染物質については、事業者に対し、廃棄物から環境への漏洩がないように適正な管理・処理を徹底指導します。

また、環境リスクの高い化学物質や、汚染された土壌・地下水については、汚染者負担の原則を踏まえつつ、関係法令による適正な管理・処理を進めていきます。

化学物質について

- 化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっていますが、そうした化学物質の中には環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものがあります。
- 化学物質管理に向けた世界的取組の目標として、「2020年までに化学物質の生産や使用が人の健康や環境にもたらす悪影響を最小化すること(環境リスクの最小化)」が、2002年のヨハネスブルグサミットにおいて定められています。
- 環境リスクの大きさは、化学物質の“有害性”の程度と化学物質を取り込む量を示す“暴露量”によって決まります。

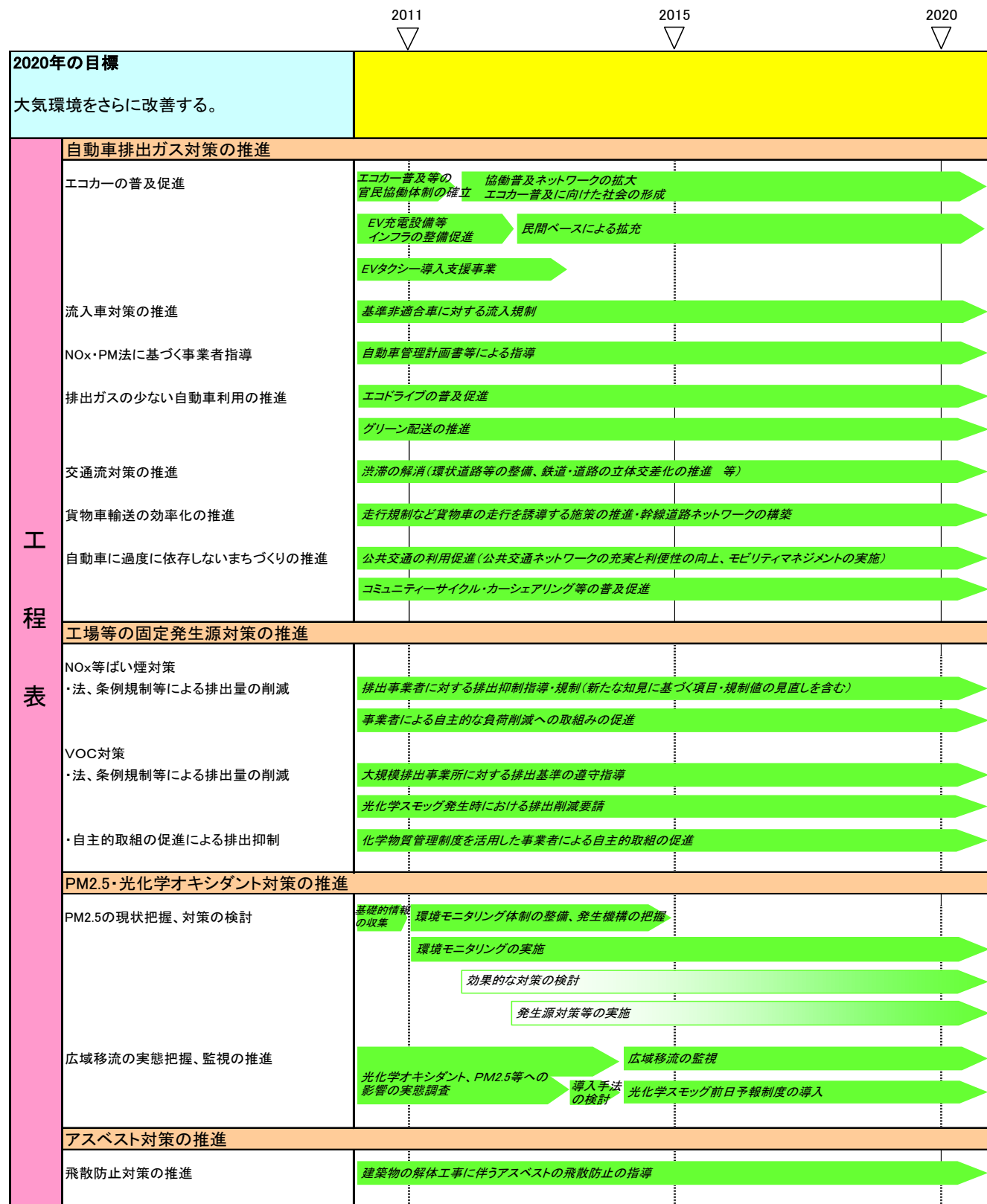
$$\text{化学物質の環境リスク} = \text{化学物質の有害性} \times \text{暴露量}$$

環境リスクの低減のためには、化学物質の暴露量(排出量)を可能な限り抑制することが必要です。また、環境リスクを完全になくすことは不可能であるため、環境リスクに関する情報・知識を関係者が共有し、情報に関する共通の理解と信頼の上に立って、社会的に許容されるリスクについての合意形成を図る必要があります。

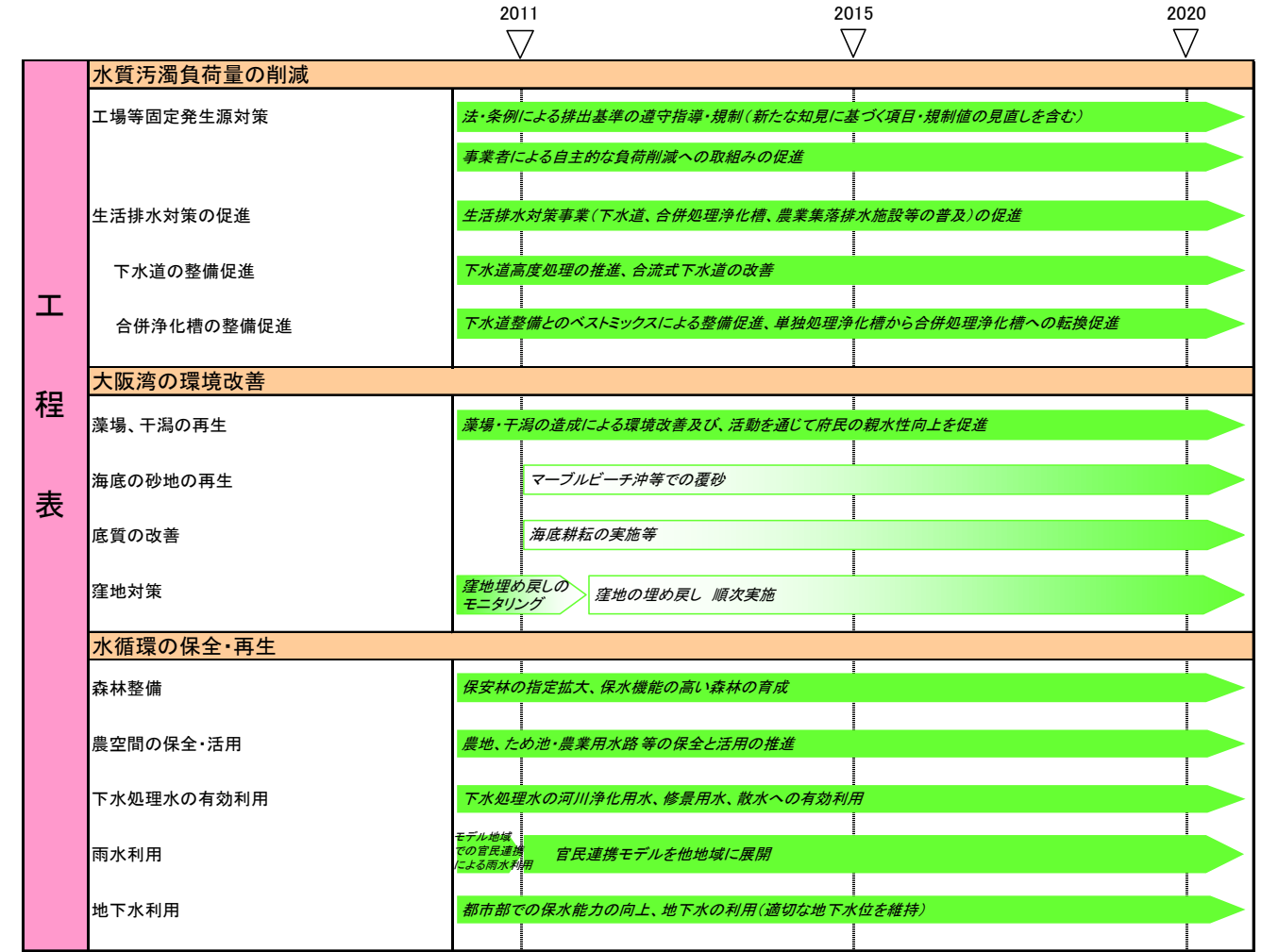
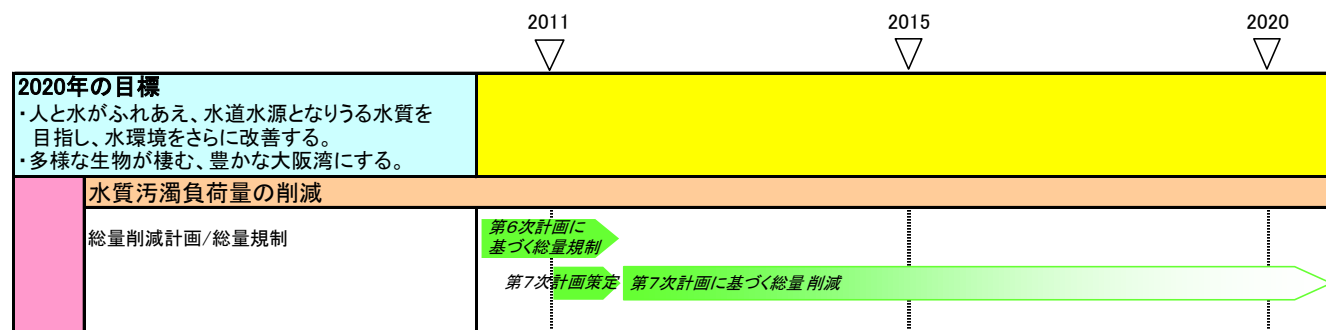
予防的取組について

■ 人・動植物への極めて深刻な悪影響が懸念される化学物質については、完全な科学的証拠が欠如していることを対策延期の理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を行うという、予防的取組の考え方に基づく対策が必要です。

健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（大気）



健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（水環境）



健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（化学物質）



魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指して～

大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動などの都市部特有の問題、「みどりが少ない」、「雑然としている」などのマイナスイメージもあります。今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていくことが必要です。

緑と水辺の保全と創造

■みどり※の風を感じる大阪

みどりの連続性を強化し、海～街～山をつなぐ「みどりの軸」を創出するとともに、CO2の吸収をはじめ、みどりの多様な機能を発揮させる「周辺山系など既存のみどりの保全・再生」、多様なみどりを増やし、つなぎ、広げる「みどりの量的充足」、暮らしの豊かさや安全・安心、生物多様性確保などに資する「みどりの質の向上」を図るため、4つの基本戦略のもとに、広域的なみどりのネットワークを構築し、実感出来るみどりづくりを推進します。

※みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど

基本戦略-1 みどり豊かな自然環境の保全・再生

周辺山系や農空間、大阪市の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「市民の憩いの場づくり」を実現

周辺山系の保全・再生

- 小規模開発協議制度の創設
- 新たな府立自然公園の指定
- 里山保全地域指定制度の創設
- 放置森林対策の推進
- 「生物山系花屏風」構想の実現

農空間の保全・活用

- 農空間保全地域の指定
- 遊休農地の利用促進
- ため池、水路のオアシス整備

臨海部の保全・再生

- 「共生の森」づくり
- 河口干潟の再生
- 人工干潟の整備
- 港湾部の緑地の拡大

基本戦略-2 みどりの風を感じるネットワークの形成

主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸と拠点として、山や海の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み・広がり確保します

道路・河川を主軸としたネットワーク

- 中環の森づくり
- 高木並木による緑陰づくり
- 「水の都大阪」の再生
- 持続的かつ多様な河川環境の創出

みどりの連続性や厚みと広がり確保

- 「仮称みどりの風促進区域」の検討
- 主要道路や主要河川、大規模公園などを軸と拠点とした区域を指定し、緑豊かなセミパブリック空間を創出

ネットワークの拠点となる大規模公園緑地

- 府営公園整備によるみどりの拡充
- 企業連携による「家野丘緑地」整備
- 下水処理場島上緑地化

基本戦略-3 街の中に多様なみどりを創出

屋上・壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進めます

府有施設等の緑化推進等

- 府有施設等緑化推進計画の推進
- 市町村管理施設等との連携

民有地のみどりの保全・創出

- 建築物緑化促進制度の推進・強化
- 自治体の緑化を重点視し、制度改革の検討
- 屋上・壁面・駐車場等新たなみどりの創出

基本戦略-4 みどりの行動の促進

府民や企業、NPOとの協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指します

みどりづくりを通じた地域力再生

- 校庭の芝生化
- みんなで育てる「花いっぱい」プロジェクト
- 緑化植樹祭

府民、NPO、企業等との連携推進

- CSR活動との連携
- アドプトプログラム
- 新たな公（協議会等）によるみどりづくり
- みどり基金など寄附制度の拡充

みどりの人づくり・組織づくり

- 子どもたちによる「身近な生き物調査」「自然の森づくり」
- ボランティアリーダーの育成

海と山をつなぐみどりの風の軸を作る

資料：みどりの大阪推進計画

魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■魅力ある景観の形成

大阪は、大阪湾に面し、周辺を豊かな緑を有する山系にかこまれ、平野部では淀川、大和川をはじめとする河川や、ため池などの多くの水辺によって、身近にゆとりと潤いを感じさせる豊かな自然景観を有しています。また、古代から現代に至る重層的な歴史に育まれたまちなみは、人々を引きつける魅力ある都市景観を形成しています。このような優れた景観を、法や条例等によって保全していくこととあわせ、地域の活力づくりにも活用することによって、地域の誇りとして積極的な保全につなげていけるよう取り組みます。

■歴史的・文化的環境の形成

府内の、有形、無形の歴史的・文化的資源を保全し継承していくとともに、豊かな歴史、食や芸能等の特徴ある文化を観光やまちづくりの分野へ活用し、都市の魅力や地域の活力づくりを進めます。特に世界共通の普遍的な価値をもつ可能性が非常に高いと考えられる百舌鳥・古市古墳群について、関係市等と共同して、世界遺産に登録するため取り組みを進めます。



千早赤阪村下赤阪の棚田



富田林市寺内町の町並



百舌鳥・古市古墳

快適で安らぎのある都市環境の形成

大阪は、商業・交通・教育・医療などの都市機能が集約され利便性が高い反面、ヒートアイランド現象により夜間の最低気温が25度を超える熱帯夜が年間40日以上におよぶなど、過ごしやすさが損なわれています。

また、交通量の多い道路や、航空機、鉄軌道、工場・事業場、建設作業などからの騒音・振動や、悪臭などにより、静かで安らぎのある生活環境が損なわれています。

そのため、快適で安らぎのある都市環境の創造を進めます。

■騒音・振動の防止

道路交通騒音については、2020年に環境保全目標を概ね達成(達成率95%以上)するため(2008年 達成率89%)、低騒音舗装の推進、沿道環境対策やバイパス整備等の交通流対策等を推進します。航空機騒音対策では大阪国際空港周辺において、周辺緑地整備、民家防音工事等の環境対策を関係機関と連携して進めます。

また、工場・事業場や建設作業などの固定発生源、新幹線等の鉄道については市町村と適切な役割分担のもと対策を進めます。

低周波音については、人体への影響等も十分解明されておらず、実態調査等により知見の収集等に努めます。

■ヒートアイランド現象の緩和

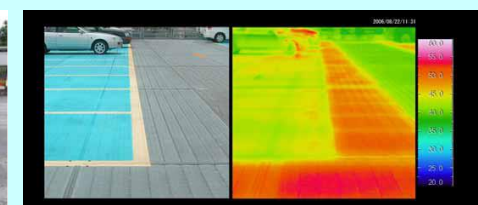
風や緑、水による冷却作用の利活用に加え、建物からの排熱を減らすため、建築物の省エネ化の促進、未利用エネルギーの利用等の促進を図るとともに、自動車からの熱を減らすため、交通渋滞の緩和、公共交通の利便性の向上を図り、人工排熱を低減します。また、施設の遮熱性の向上や、透水性舗装等の推進等により建物・地表面の高温化を抑制しヒートアイランド現象の緩和を推進します。



屋上緑化



駐車場の芝生化



太陽熱の高反射舗装

良好な環境を保全・創造し、将来にわたって維持していくためには、人間の活動を支える社会経済システムを持続可能なものに転換していかなければなりません。

環境の改善を図りながら、都市の活力を維持していくためには、私達の活動を支えるあらゆる分野に、環境の視点を組み込んでいくことが必要です。例えば、ハード面から活動を支える都市構造では、利便性を確保しながら環境負荷の少ない形に転換することが必要です。

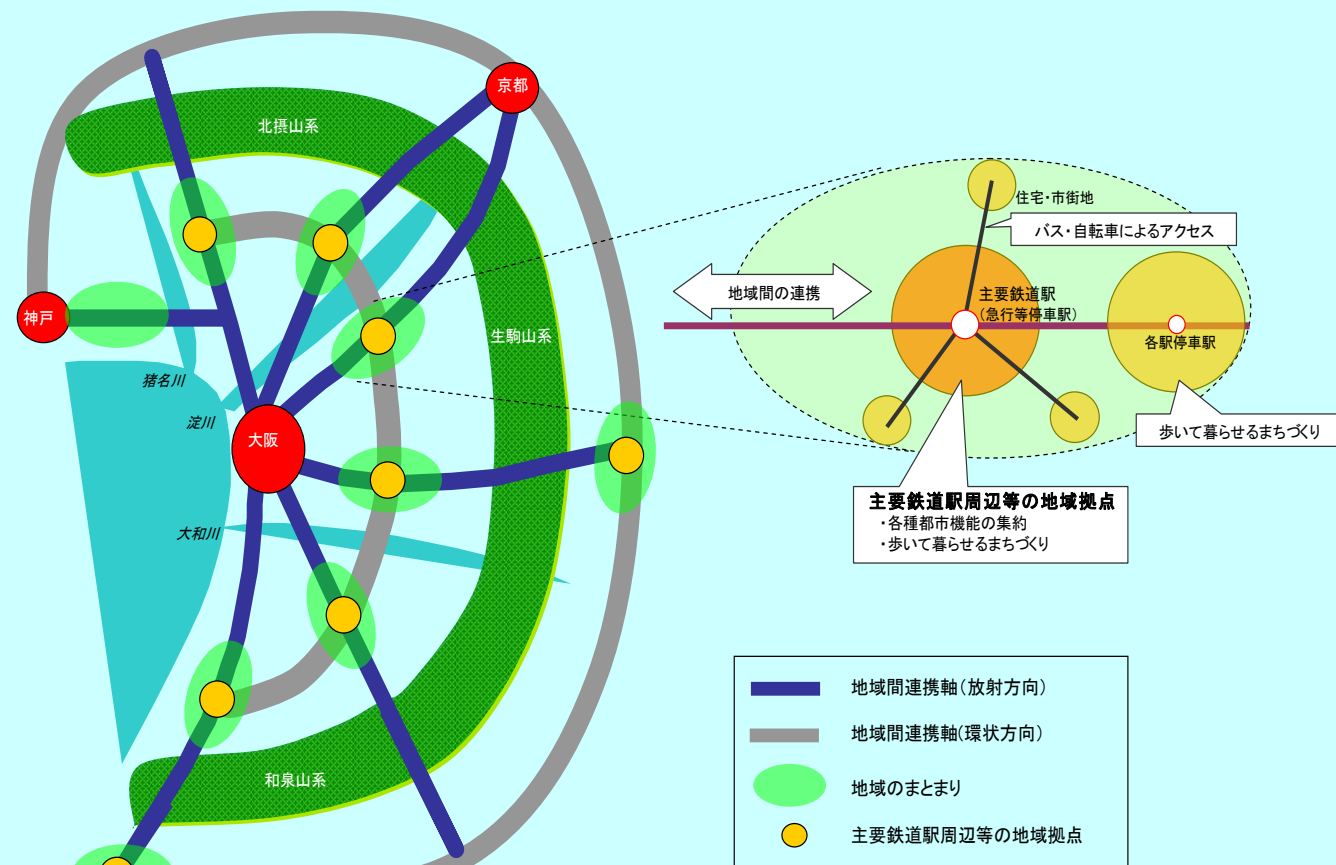
また、経済活動の面では産業を環境に配慮したものに転換していくグリーン化を進めることや、環境関連産業の成長を促すことが必要です。

良好な環境を支える都市構造への転換

■集約・連携型都市構造の強化

業務・商業・居住・医療・教育などの都市機能を、立体的・重層的に高めるなど土地の有効・高度利用を進め、都市機能の集約、高度化を図るとともに、放射及び環状に整備された交通網など道路・公共交通ネットワーク等を活用し、都市機能を相互に連携・活用していきます。

鉄道駅周辺では、歩いて暮らせる範囲に生活に必要な機能を集約することとあわせて、カーシェアリングや自転車利用の推進による、移動時の自動車への依存度の低減を図ることや、電気や熱等の再生可能エネルギーを地域内で需要と供給のバランスを取って利用するなど、エネルギーの効率的な利用を進めます。



集約・連携型都市構造のイメージ図

資料：第4次大阪府国土利用計画

産業のグリーン化

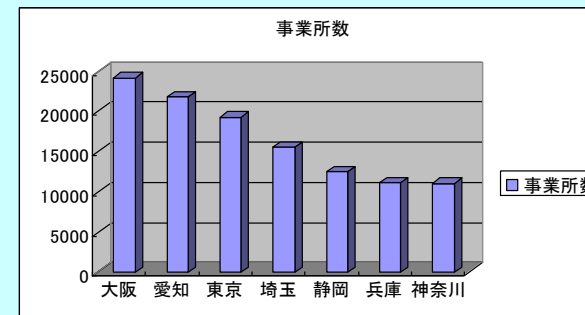
■環境に配慮した投融資の促進

経済活動を支える金融面では、環境への意識の高まりや事業者の社会的評価における環境配慮に対するウエイトが高まっていること等を背景に、金融機関において環境配慮型金融商品が開発されており、その動きは一層加速するといわれています。

今後、経済社会システムがより環境に配慮されたものに転換していくためには、その役割はさらに大きくなるものと考えられることから、金融機関と連携を図りつつ、府民や事業者の皆さんへの情報提供を強化していきます。

■環境技術の振興

大阪は、ものづくりのまちとして特定の業種に偏らない、素材や加工に優れた中小ものづくり企業が集積しています。中小・ベンチャー企業等によって開発された大阪発の優れた環境関連技術・製品の普及を促進するために、研究開発の奨励や技術情報の提供を行い、関係機関と連携したコーディネートを行っていきます。



従業員4人以上の事業所数(平成20年工業統計表より作成)

おおさかエコテック

中小・ベンチャー企業等によって開発された先進的な環境技術について環境保全効果等の技術評価を行い、その結果を広く周知し、優れた環境関連技術・製品の普及を促進する。



(環境技術評価・普及事業 ロゴマーク)

環境関連産業の成長促進

経済成長が著しく環境問題が深刻となっているアジア地域の国々では、環境問題が深刻化しており、対策が急務となっています。

一方で、大阪は、昭和30年代からの高度経済成長に伴う産業活動の活発化により生じた深刻な環境問題に対し、全国に先駆けた施策を実施するなど、積極的な取組により成果を上げてきた豊かな経験と、優れた環境関連技術を有しています。

環境問題を抱える国々のニーズにあわせ、環境関連技術と発生源対策等の施策をパッケージし提案するなど、国境を越えた環境問題に貢献していく中で、大阪・関西の事業者のビジネスチャンスの創出等を官民連携して進めていきます。



また、関西、大阪には省エネ製品を生産する、家電メーカーの集積や、太陽電池、リチウムイオン電池等の生産、研究拠点が集積する等の他と比較して、今後成長が期待出来る産業の集積で強みがあります。

これらの技術が必要なハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車などのエコカーの普及を官民連携して進めていきます。

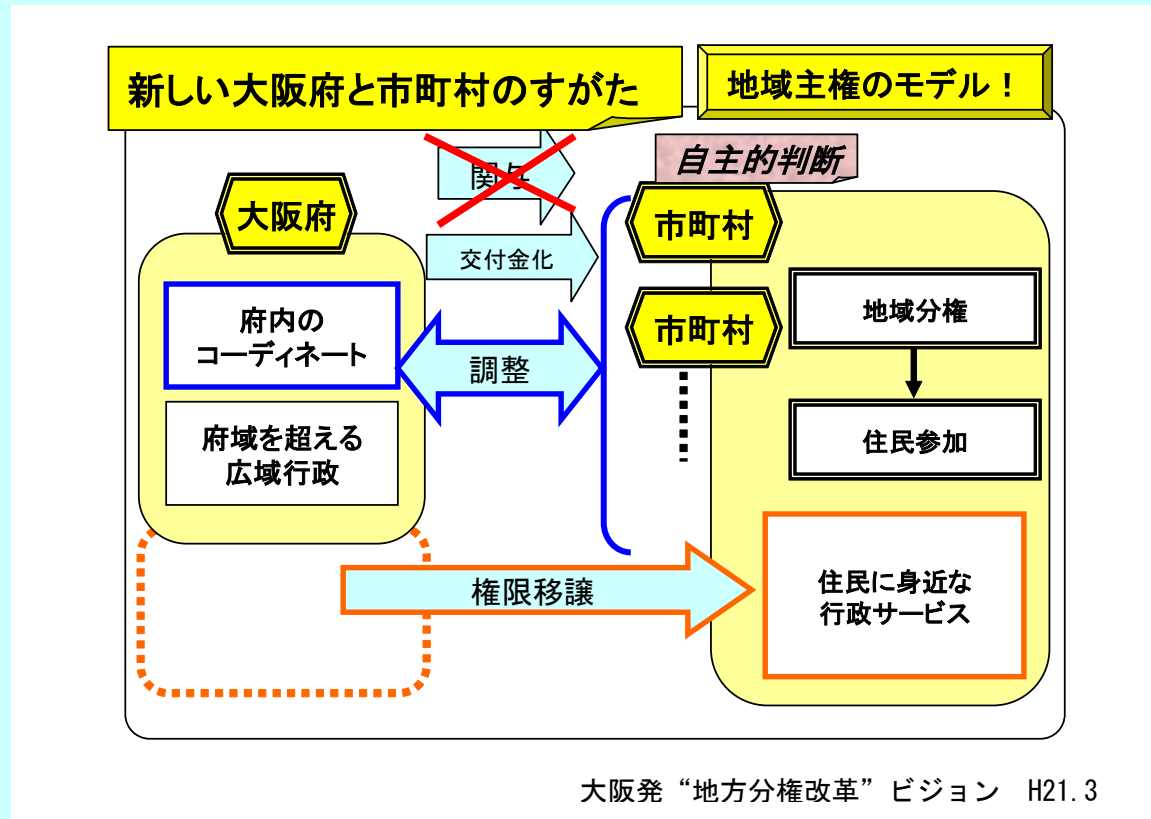
地域主権の確立・広域連携の推進

環境施策を効率的かつ効果的に推進するためには、地域の特性や実情に応じた施策を実施することが必要です。そのため、大阪府は、国、市町村との役割分担の明確化を図りながら、環境分野における地域主権の早期確立を目指します。

■市町村への権限移譲と広域連携の推進

市町村間の連携による取組を含めて、住民に身近なことは出来るだけ市町村に権限を移譲し、府は府域を超える広域行政や府内のコーディネーター役に重点化していきます。

また、府域を超えて広域的な連携が必要なものについては、近隣府県との個別の連携協力にとどまらず、国からの権限、事務の移譲も視野に、大阪府や兵庫県など2府5県で設立した関西広域連合での取組推進を図っていきます。



関西広域連合とは

広域連合とは、地方自治法第284条に規定される地方公共団体の組合で、特別地方公共団体として法人格を有します。広域にわたって処理することが適当と認められる政策・事務について、広域計画を通じた共通化や一体化を図るとともに、連絡調整などの機能を有する等、より政策的で機動的な広域行政体としての性格を持つものです。

関西広域連合は、救急医療連携や防災、環境等の府県域を越えた行政課題に取り組むために、大阪府や兵庫県などの2府5県で平成22年12月に設立したものです。

環境分野における取り組み

■広域連携の推進

廃棄物を適正に処理し大阪湾域の生活環境の保全をはかるため、近畿の2府4県と168市町村と連携し、大阪湾の埋立により廃棄物の最終処分を行っています。また、河川では、琵琶湖・淀川の流域で、流域の市民、企業、行政等が連携し、自然生態系の再生、水循環の再構築等に取り組んでいるほか、大和川では水質改善を推進するため、奈良県、流域市町村と連携し、生活排水対策、ゴミ対策の普及啓発、下水道の普及促進などに連携して取り組んでいます。今後も、施策の効果的な推進や効率化の観点から広域連携に取り組めます。



フェニックス計画 大阪沖埋立処分場



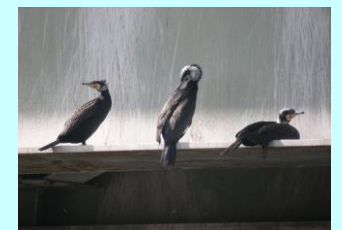
大和川（石川合流地点）

■関西広域連合での取組

平成22年12月に設立された関西広域連合では、設立当初の事務として、

- ・ 関西広域環境保全計画の策定
- ・ 温室効果ガス削減のための広域取組
- ・ 府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）

について検討し取り組んでいくとともに、事務を拡充していきます。



カワウ

■市町村への権限移譲

地域に密着した環境問題について実情に応じた対策を実施するためには、「大阪発 “地方分権改革” ビジョン」に基づき、環境規制関係の法律及び府条例で大阪府が有する権限について、全ての市町村に特例市並みの権限を移譲することを基本に市町村との協議を進め、協議の整った市町村から移譲を進めていきます。

また、府条例の内容について、市町村による地域の実情に応じた取組みを促進するものとなるよう、見直しを行うとともに、今後の関係の府条例の改正に当たっては、市町村の意見を十分反映できるよう、取り組めます。

■地域における情報の共有の推進

環境は都道府県、市町村域を超えてつながっていることから、府域全体の環境の現状や環境リスクに関する情報を、府において収集し、ホームページなどを通じて、広く関係機関や府民、NPOなどが利用できるようにします。

計画の効率的な推進と進行管理

【毎年度のサイクル】

■大阪府が講じようとする施策、講じた施策及び施策を実施した後の環境の状況を報告します。

大阪府環境基本条例に基づき、年度当初にその年度の「環境の保全等に関して講じようとする施策」を、施策の実施後に「環境の状況及び講じた施策」をそれぞれとりまとめ、府議会に報告します。また、「環境の状況及び講じた施策」については、環境審議会にも報告し、意見聴取を行うとともに、その結果は毎年、大阪府環境白書で公表します。

【複数年（3～4年）毎のサイクル】

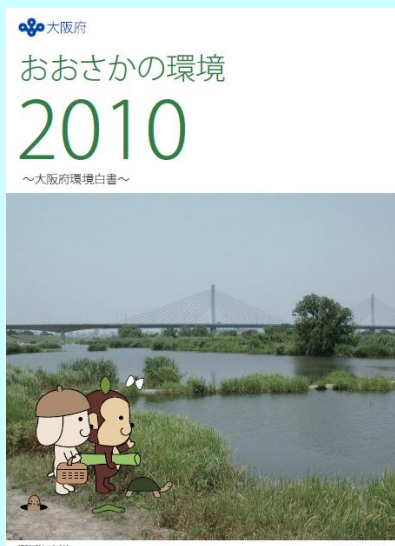
■施策の実施に要したコストと得られた効果の検証を行います。

急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図るため、複数年毎（概ね3～4年を目処）に計画に掲げた施策の方向や主な施策等の実施効果の検証を行い、有識者等からの意見も聴取し、必要に応じて環境総合計画の修正を行います。

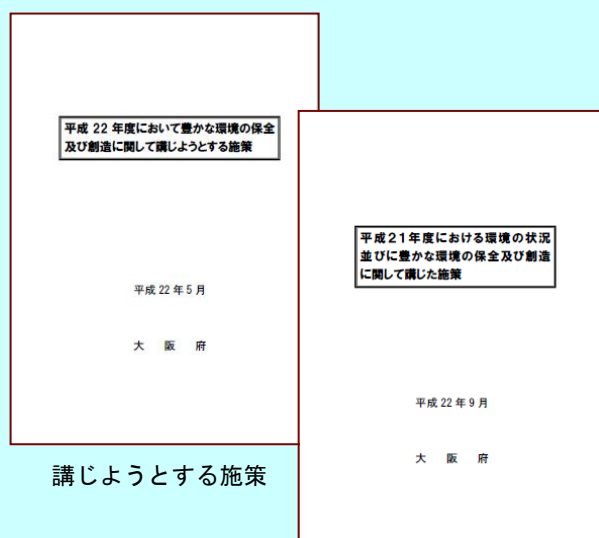
■評価を行う際は、可能な限り得られた効果を数値化し、施策の効果性、効率性を追求します。

評価を行う際は、施策推進に係る費用と得られる効果について、客観的に評価が出来るよう、数値化に努めます。また、環境施策には多様な効果があり全てを数値化することは困難であることから、定性的効果についても併記していくこととします。

■評価資料を公表し、広く府民の皆様のご意見を頂き施策の見直しに反映していきます。

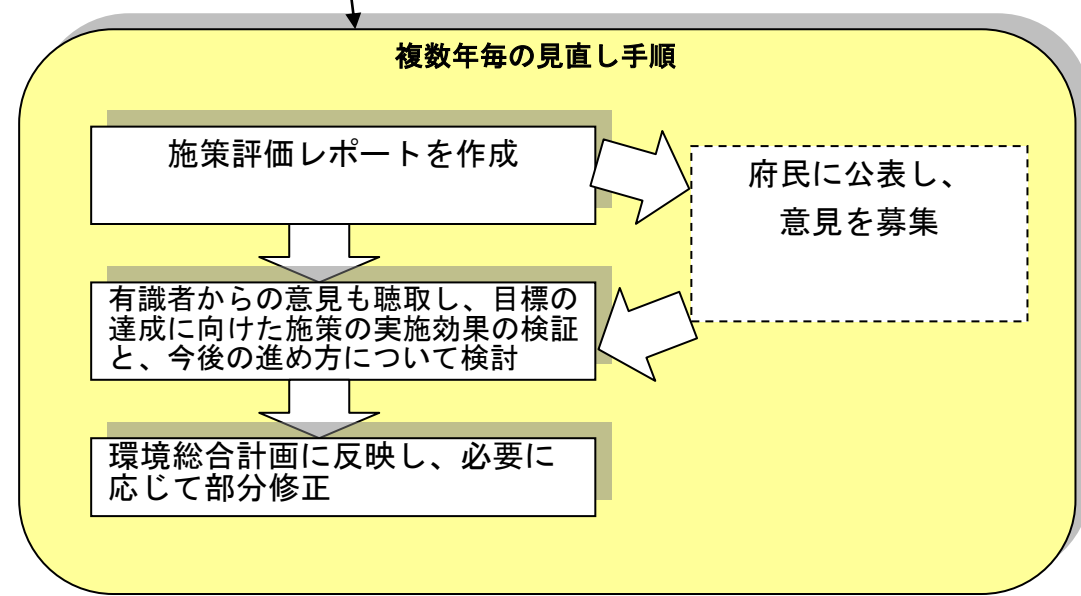
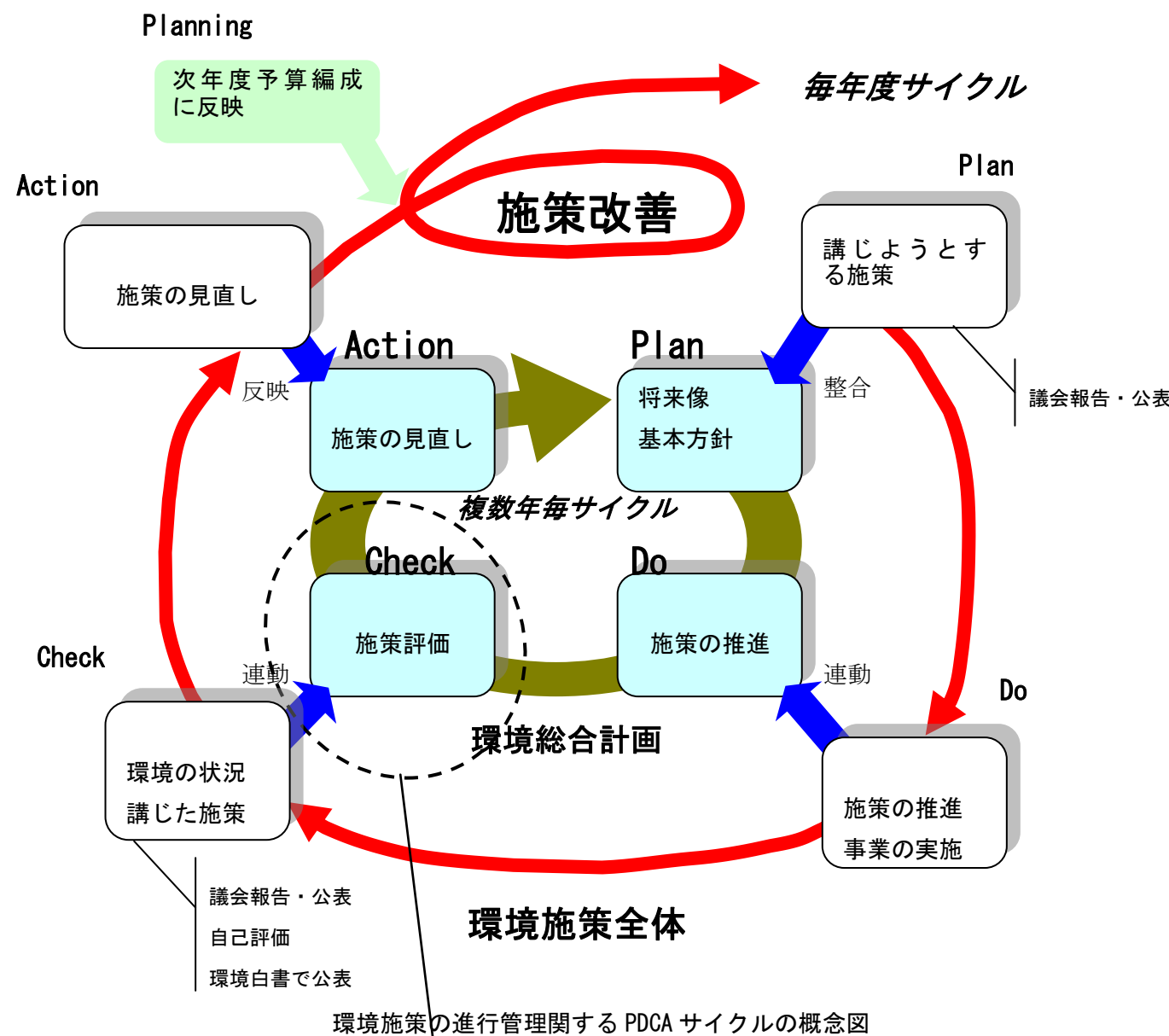


大阪府環境白書



講じようとする施策

環境の状況並びに講じた施策



環境施策の体系



用語	解説
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。この濃度の増加が地球温暖化の主原因とされており、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
生物多様性	いろいろな生物が存在しているようす。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。
天然資源	天然に存在して、人間の生活や生産活動に利用しうる物資・エネルギーの総称。
光化学オキシダント	夏季の日中など、工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、生成する二次的汚染物質の総称。
低炭素社会	エネルギー消費量が少なく地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。石油等の化石燃料の使用を削減することや太陽光発電などの再生可能エネルギーへの転換のほか、エネルギー使用の少ないライフスタイルへの転換などにより実現。
里地・里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される人の手の入った地域。
農空間	農地を中心に、里山、集落、農業用水路やため池などの農業用施設等が一体となったところ。農産物の生産だけでなく、洪水などの災害を抑制する防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、美しい景観の形成、教育・福祉など、様々な公益的役割を果たしている。
環境基本条例	豊かな環境の保全及び創造に関し、府、市町村、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、豊かな環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として、平成6年に制定された大阪府の条例。
将来ビジョン・大阪	みんなで笑顔あふれる大阪づくりをすすめるため、2025年をめざす総合計画のもと、策定後の変化や大阪維新プログラム（案）を踏まえた今後の大阪の将来像をわかりやすく示したもの。
ヒートアイランド現象	経済社会活動や人口の都市域への過度の集中により、冷暖房などによる人工排熱の増加や、水面・緑地の減少、道路舗装・建築物の増加など地表面被覆の改変が進み、都市部における熱収支が変化し、都市に熱がたまり気温が郊外に比べて高くなる現象。
NPO	Non Profit Organizationの略語で、民間非営利組織を意味する。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。
ポータルサイト	ユーザが、インターネットを閲覧する際に最初に訪れるページ。
環境ラベリング	環境保全や環境負荷の低減に役立つ商品や取組みに環境ラベルを添付すること。
再生可能エネルギー	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・空気熱・地中熱・バイオマスなど）、大規模水力、および波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。
エコカー	電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池車など、窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ないだけでなく、燃費がよく温室効果ガス（CO ₂ ）の排出が少ない車。または走行時に排ガスが全く出ない車。
排出削減クレジット	削減したCO ₂ 量を証明する証書。
エコドライブ	おだやかなアクセル操作をしたり、自動車に不要な荷物を積まないなど、環境にやさしい運転のこと。自動車の燃料消費量を削減することで、大気汚染の原因となるNO _x （窒素酸化物）やPM（粒子状物質）、地球温暖化の原因となるCO ₂ （二酸化炭素）の排出が抑制できる。
バイオ燃料	生物由来の有機資源（化石燃料を除く）を加工して作る燃料。木くずや廃材、トウモロコシ、サトウキビ・ビートの絞りかす（バガス）などを発酵させて作るエタノール（エチルアルコール）、家畜の糞尿などを発酵させてできるメタンなど。
温暖化防止条例	地球温暖化及びヒートアイランド現象（以下「温暖化」という。）の防止等に関し、府、事業者、建築主及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的とし、平成17年に制定されたもの。
排出量取引制度	各国家や各企業ごとに温室効果ガスの排出枠を定め、排出枠が余った国や企業と、排出枠を超えて排出してしまった国や企業との間で取引する制度。
キャップ&トレード	温室効果ガスの総排出量（総排出枠）を定め、それを個々の主体に排出枠として配分し、個々の主体間の排出枠の一部の移転（または獲得）を認める制度。
大阪版カーボンオフセット制度	中小企業の省エネ努力で生まれたCO ₂ 削減量、いわゆるクレジット（削減したCO ₂ 量を証明する証書）を大企業との間で売買することを仲介する大阪府独自の仕組み。
府GND（グリーンニューディール）基金	環境省の経済危機対策関連予算を活用し、創設された基金でH21からH23の3年間で地球温暖化対策及び廃棄物処理を推進するもの。
地球温暖化対策税	二酸化炭素の排出の量等に応じ税を賦課する制度。

フロン	正式名称をフルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）と言う。そのうち、CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質である。これらの物質は、化学的に安定で、無毒性・不燃性であることから、洗浄剤、冷媒、発泡剤等に広く使用されていたが、CFCは1995年末で生産が全廃され、HCFCは2004年以降生産量を削減し、2020年までには全廃されることとなっている。HFC（ハイドロフルオロカーボン）はオゾン層を破壊しないため、一般的に代替フロンと呼ばれて使用されているが、PFC（パーフルオロカーボン）とともに、地球温暖化の原因物質であり、京都議定書での削減対象ガスに指定されている。
HEMS（ホームエネルギー管理システム）	家庭における各種電機器等の最適な稼働状況やエネルギーの使用効率などのリアルタイムな管理や、使用料金表示等をIT技術の活用により、人に代わって行い、家庭の省エネルギー行動を支援するシステムのこと。
うちエコ診断	各家庭に適した、効果的なCO ₂ 削減プランを提案する取組み。
EV	電気自動車のこと。
エコ燃料実用化地域システム実証事業	「エコ燃料実用化地域システム実証事業」は、バイオエタノール3%混合ガソリン（E3）を大都市圏において実用化に近い規模で製造、流通及び販売することにより、自立的なエコ燃料の生産・利用システムの成立を実証することを目的とするもの。
モビリティマネジメント	渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを使う方向へと自発的に転換することを促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした持続的な一連の取り組みのこと。
コミュニティサイクル	街中にくいつもの自転車貸出拠点（ポート）を設置し、利用者がどこでも貸出・返却できる新しい交通手段。
カーシェアリング	登録した複数の会員が自動車を共同利用するシステム、有料サービスのこと。
間伐	樹木の成長がほぼそろっている林で、最終の伐採収穫の前に、育林と収入を目的とし、一部の立木（りゅうぼく）を抜き切りすること。
アドプトフォレスト	府が事業者等と森林所有者の仲人となって、森づくりへの参画を進めるための制度。
燃料電池	水素と酸素を反応（水の電気分解の逆の反応）させて電気エネルギーを取り出す装置であり、水以外のものを排出せず、クリーンなシステムである。
木質バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。
みどりの風促進区域	主軸や拠点となるみどりの連続性や厚みと広がり確保するため、行政区域を越えた広域的な視点で目標像を見極め、主要道路や主要河川、大規模公園などの都市施設等を軸とした一定のまとまりのある区域を特に重点的に施策推進するため指定する区域。
下水道高度処理水	河川や海域に設定されている生活環境保全のために維持することが望ましい水質の基準である「水質環境基準」を達成するため、有機物（BOD、COD）や浮遊物（SS）に加えて、赤潮の原因となる栄養塩類である窒素やリンの除去を目的として、以前から採用されてきた下水処理よりも良質な処理水を得る方式。
3R（リユース・リデュース・リサイクル）	「ごみを減らす」という意味のReduce（リデュース）、「繰り返し使う」という意味のReuse（リユース）、「資源として再利用する」という意味のRecycle（リサイクル）という英単語の頭文字の3つを取って3Rという。
リサイクル管理票制度	排出事業者が排出物の運搬・リサイクル処理を委託する際に、管理票に排出物の種類、数量、委託先などの必要事項を記入してリサイクル受託者、運搬受託者及び受入事業場に交付し、リサイクル処理終了後に各受託者から管理票の写しを受け取ることで、排出物のリサイクル処理状況の管理・確認を可能とする仕組みのこと。
電子マニフェスト	産業廃棄物の適正な処理を推進するため排出事業者が再偉業廃棄物の処理を委託する際に処理業者に交付する管理票のことで、これまでの紙製の管理票に代えて、ネットワーク上で、管理票の情報を電子データによってやりとりする制度。
建設発生土情報交換システム	建設残土が発生する、また埋土等土砂を利用する建設工事を対象に、建設発生土の工事間利用に関する情報を工事発注者に提供するシステム。
エコショップ	安全で安心して使用いただける環境にやさしいリサイクル製品として、大阪府が認定した商品（なにわエコ良品）のネットショップ。
なにわエコ良品	安全で安心して使用いただける環境にやさしいリサイクル製品として、大阪府が認定した商品。
大阪府グリーン調達方針	「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（通称「グリーン購入法」）第13条の規程に基づき、大阪府が環境物品等及び認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針。
バイオコークス	二酸化炭素の排出量を実質ゼロで、石炭と代替えできる植物性の固形燃料のこと。
家電リサイクル大阪方式	家電メーカーではなく、リサイクル事業者にリサイクルを委託する方式で、消費者の負担軽減を図り、家電リサイクル法以外のルートで適正に処理するための受け皿となっているもの。
再生事業者登録制度	廃棄物の再生を事業として営んでいる事業者で、再生に必要な施設や設備などを有し環境省令で定める基準に適合しているときは、再生事業者として知事の登録を受けることができるもの。
廃棄物の多量排出事業者制度	廃棄物処理法第12条第7項及び第12条の2第8項の規定に基づき、大阪府内5行政（大阪府、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市）の各行政庁の所管区域内の作業所（現場）からの産業廃棄物の前年度合計発生量が1,000トン以上、又は、特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置するものを多量排出事業者として、処理計画を作成し大阪府内5行政の該当行政庁に提出せざる、翌年度に実績を報告させる制度。

PCB	PCBはPoly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり。PCBは、不燃性で絶縁性が高く化学的に非常に安定であるなど有用な物質として絶縁油、熱媒体、ノーカーボン紙、インク等の用途があった。しかし、カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され大きな社会問題となったため、昭和47年に製造中止となっている。その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでも、コプラナーPCB(コプラナーとは、共平面状構造の意味)と呼ばれるものは毒性が極めて強くダイオキシン類として総称されるもの一つとされる。
アスベスト	アスベスト(石綿)は、天然の繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性をもち、経済性にも優れ、建築材料、産業機械、化学設備などに幅広く利用されている。主な用途としては、紡織品、摩擦材、石棉板紙、石棉スレート、電気絶縁材、石棉セメント製品、断熱・防音材(吹付けアスベスト等)等に使用されてきたが、アスベストは、一旦環境中に飛散するとほとんど分解・変質しないため蓄積性が高く、多量の吸入により、肺がん、悪性中皮腫等の病気の原因になるとされ、現在では、原則として製造等が禁止されている。
感染性廃棄物	医療機関、研究機関などから排出される、感染性の病原体の付いた、また付いているおそれのある、ごみ。産業廃棄物の一種。使用済みの注射針や血液などの付いたガーゼなど。収集運搬、処分の方法について基準が定められている。
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。
モニタリング	監視すること。観察し、記録すること。
エコロジカルネットワーク	生態系の拠点の適切な配置やつながりのこと。
保安林	保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。
鳥獣保護区	鳥獣保護法に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域で狩猟行為が禁止されている。
自然海浜保全地区	貴重な自然海浜を保全し、その適正な利用の促進を図るため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき指定される地区。地区内においては、工作物の新築等の行為を届出制とするなどにより保全等を図っている。府では、岬町の小島地区及び長松地区の2地区を指定している。
レッドデータブック	絶滅の危機に瀕(ひん)している野生生物の現状を記録した資料集。
府民の森	府民の森とは、大阪の東の端に位置する金剛生駒紀泉国定公園の主要な地点に大阪府が整備したもので、府民の森は9つの園地があり全体面積は556ha、甲子園球場の約138倍の広さがある。
ワンド	流れを緩めるため岸から川に向かって垂直に設置された水制とよばれる河川構造物に囲まれたところに土砂がたまり、川の本流と繋がっているが池のようになっている地形のこと
府立自然公園	都道府県立自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とした自然公園法に基づき、都道府県知事が指定することができることとされており、大阪府では平成13年に大阪府立自然公園条例が施行され、能勢町、豊能町、茨木市、高槻市及び島本町にまたがる北摂10地区を「大阪府立北摂自然公園」として指定している。
藻場	藻場とは大型水生植物が群落状に生育する場所の総称をいう。
マーブルビーチ	府営りんくう公園の大理石の玉石を敷き詰めた海岸。
大阪湾窪地	昭和30年代後半からの大阪湾岸開発の埋立用土砂を海底から掘削した際にできたもの。窪地内はヘドロが堆積し、夏場を中心に「貧酸素水塊」が発生し、青潮の原因の一つと言われる。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。
共生の森	大阪湾ベイエリアに広がる廃棄物処分跡地「堺第7-3区」の一部(約100ha)において、府民、NPO、企業など多様な主体との協働により、自然の力を活かしながら長い時間をかけて、森林・ビオトープ空間などの自然環境を創出再生する取組み。
シカ、イノシシ保護管理計画	シカ、イノシシの地域における個体群の長期にわたる安定的な保護繁殖を図り、人と野生鳥獣の共存に資することを目的として策定する計画。
アライグマ防除実施計画	アライグマによる種々の被害を防止し、生物多様性を保全することを目的として策定する計画。
泉佐野丘陵緑地整備	環境に配慮し、地域の活性化に寄与する公園として、参画した府民や企業と一緒に整備を進めている泉佐野市の府営公園。
アドブトリバー	市民団体や企業などによる河川の自発的な清掃・緑化活動について、継続的な実施を支援するためのプログラム。
二酸化窒素	空気中や燃料中の窒素分の燃焼などにより発生した一酸化窒素が、大気中の酸素と反応して生成されるもの。高濃度で呼吸器に悪影響を与えるほか、酸性雨や光化学スモッグの原因となっている。
環境保全目標	府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準。
粒子状物質(PM)	一般的にはマイクロメートル単位の固体や液体の粒のこと。主に燃焼によるばいじん、黄砂のような土壌の飛散、海塩などから生じる。

流入車規制	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、条例により排出基準を満たさないトラック・バス等の府域の対策地域内への発着を禁止するもの。
揮発性有機化合物(VOC)	揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds)の略称。揮発性があり大気中で気体状となる有機化合物の総称。塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤などに使用され、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれ、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質となる。
BOD(生物化学的酸素要求量)	河川等の水の汚れの度合を示す指標で、水中の有機汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要なとされる酸素量から求める。単位は一般的にmg/Lで表し、この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示す。
DO(溶存酸素)	水中に溶けている酸素を示す。溶存酸素量は、汚染度の高い水中では、消費される酸素の量が多いため少なくなる。また、水温が高いほど、気圧が低いほど、また、塩分濃度が高いほど濃度は低くなる。
COD(化学的酸素要求量)	海域等の水の汚れの度合を示す指標で、水中の有機物などの汚濁源となる物質を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量で表したものの。単位は一般的にmg/Lを用い、この数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。
栄養塩	植物プランクトンや海藻の栄養となる海水中に溶けた、けい酸塩・りん酸塩・しょう酸塩・亜しょう酸塩等を総称して栄養塩または栄養塩類という。
第7次総量削減計画	「水質汚濁防止法」に基づき、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の閉鎖性水域に流入する汚濁物質(化学的酸素要求量)総量を削減するため、関係自治体が国の定める総量削減基本方針に沿って、それぞれの削減目標量と達成するための施策等を掲げた計画。
総量規制	一定の地域内の汚染(濁)物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染(濁)物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染では、排出ガス量に汚染物質の濃度を乗じたもの。水質汚濁では、排水量に汚濁物質の濃度を乗じたもの。大気汚染は、硫黄酸化物と窒素酸化物について、水質汚濁ではCODIについて、特定地域と特定水域を対象に実施されている。
PRTR法	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質把握管理促進法:化管法)の略称。有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として制定されたもの。
第1種指定化学物質	PRTR制度の対象となる化学物質。具体的には、人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する(暴露可能性がある)と認められる物質として、計462物質が指定されている。
NOx・PM法	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法。
自動車管理計画書	自動車から排出される窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)を抑制するため、大阪府内の対象となる地域に使用の本拠の位置を有する自動車を30台以上使用している事業者に提出が義務づけられているもの。
グリーン配送	物品の輸配送に環境への負荷の少ない車(低公害車、ガソリン自動車、LPG(液化石油ガス)自動車など)を使用すること。
合併処理浄化槽	水洗トイレからの汚水(し尿)や台所・風呂などからの排水(生活雑排水)を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。
農業集落排水	小規模で散在する農業集落に配慮した汚水処理システムを整備し、トイレの水洗化による快適な生活環境を提供するとともに、農業用水などの水質改善を図ろうとするもの。
海底耕耘	海底に酸素を供給して有機物の分解を促進し、窒素・リンなどの栄養塩を除去し、底質の改善を図ることを目的とし海底泥を攪拌すること。
大阪府化学物質管理制度	国のPRTR制度(化学物質排出・移動量届出制度)による従来の届出に加えて、改正条例による化学物質管理制度に基づく届出をするなど化学物質の自主管理に向けた積極的な取組み。条例による対象事業者は届出が必要。
レスポンスブルケア	化学工業界では、化学物質を扱うそれぞれの企業が化学物質の開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ての過程において、自主的に「環境・安全・健康」を確保し、活動の成果を公表し社会との対話・コミュニケーションを行う活動。
ESCO事業	省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業。ESCO事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかるすべてのサービスを提供。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態(パフォーマンス契約)をとることにより、顧客の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。
環境影響評価	事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うこと。